

324

657



始



86.12.25

1990



親鸞聖人眞像の研究

東京帝國大學司書官
兼教授附屬圖書館長 文學博士和田萬吉序

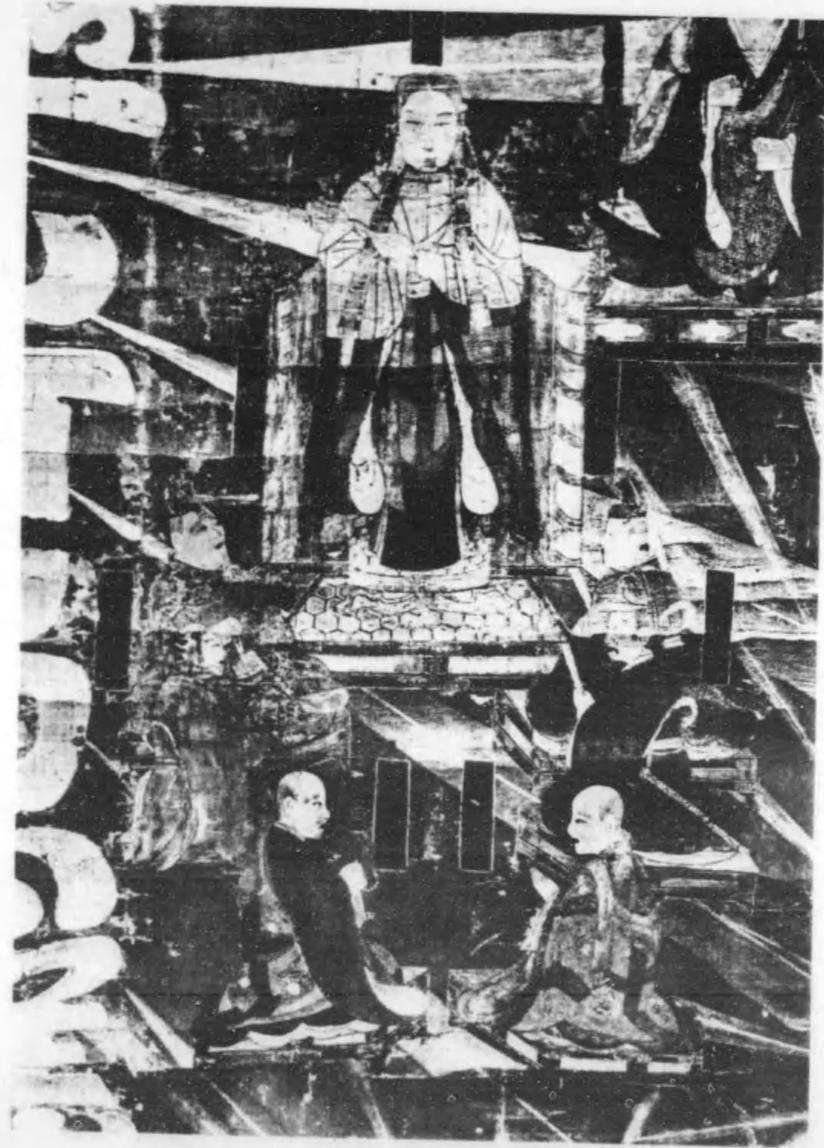
東京帝國大學司書 藤原猶雪述

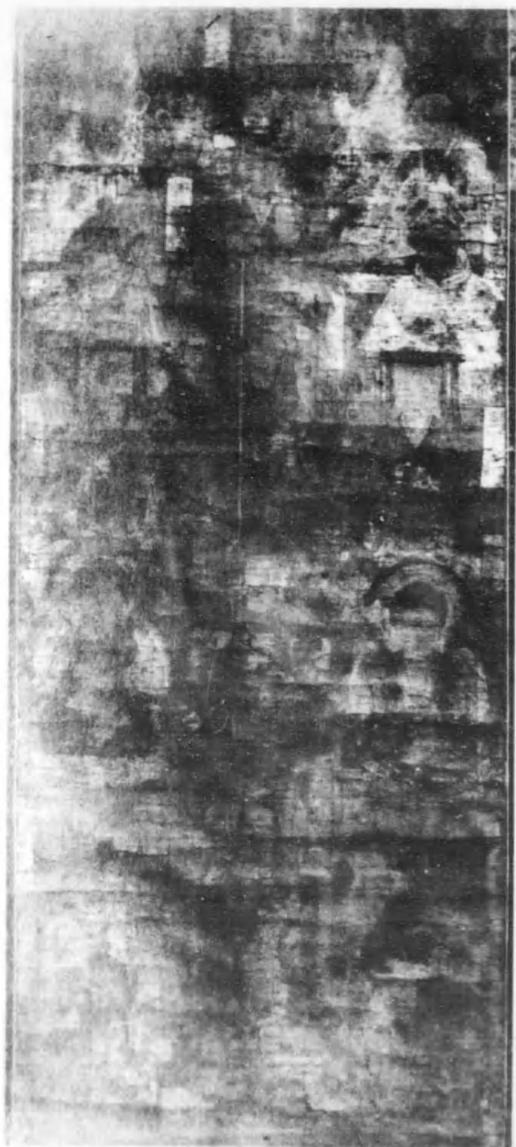
親鸞門侶の地理的分布を概観し其郷土史料より

聖人の影像並に墓標の原型を想ふ

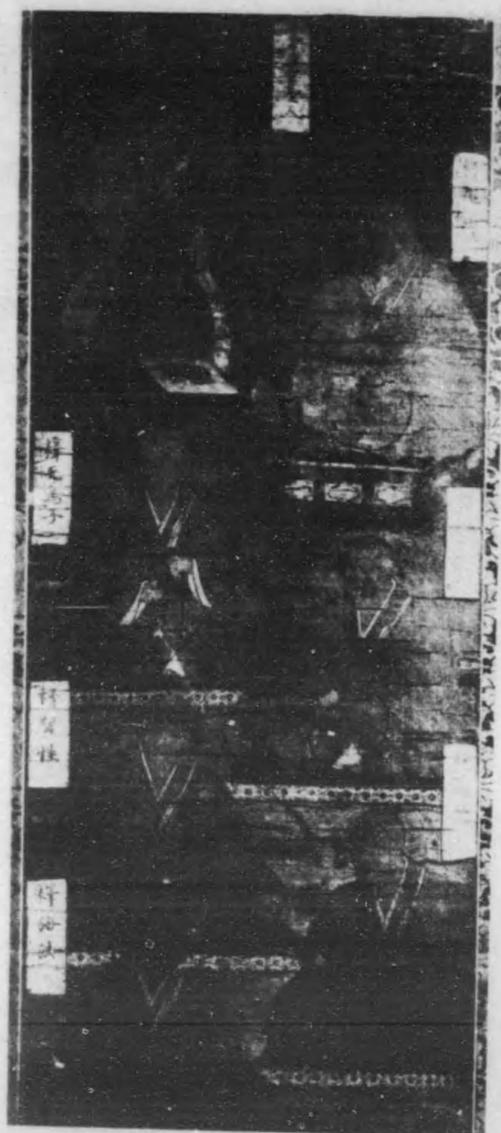
大正
10 12 1
内交



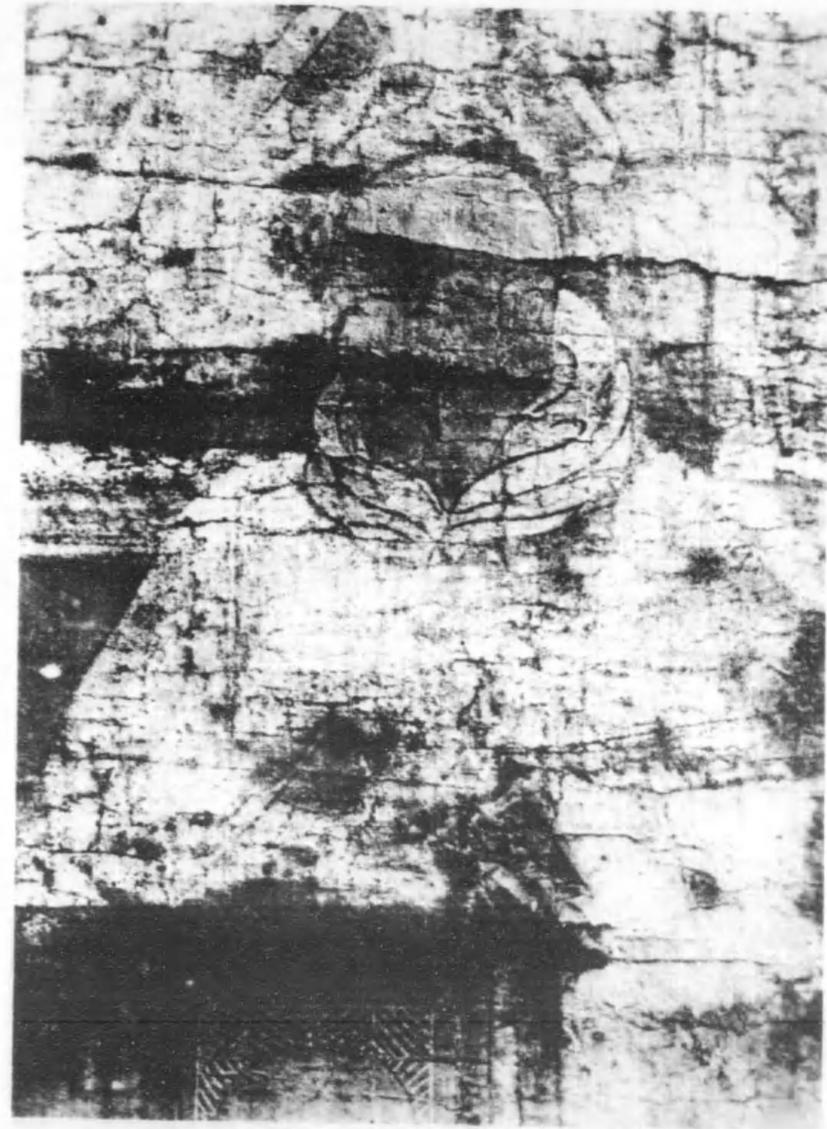
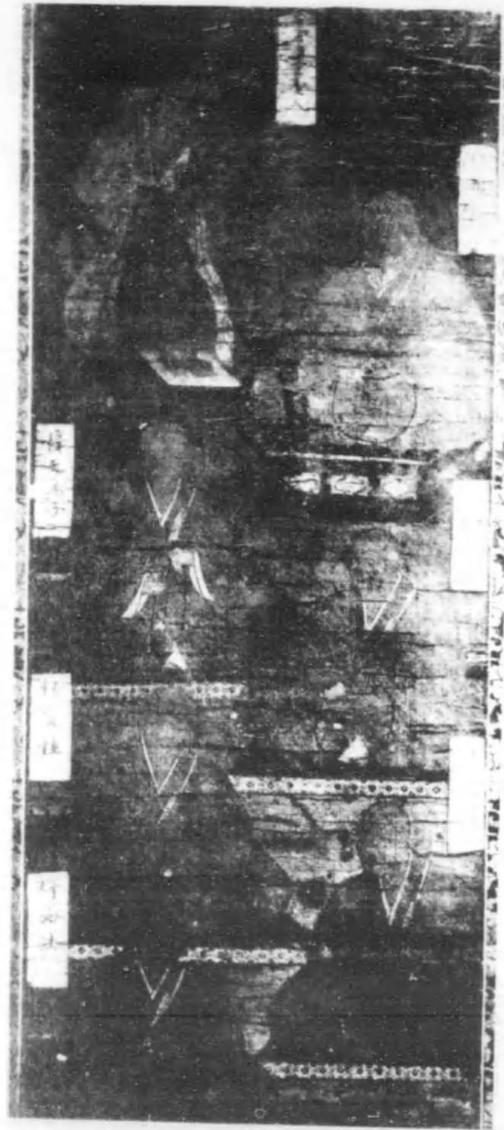


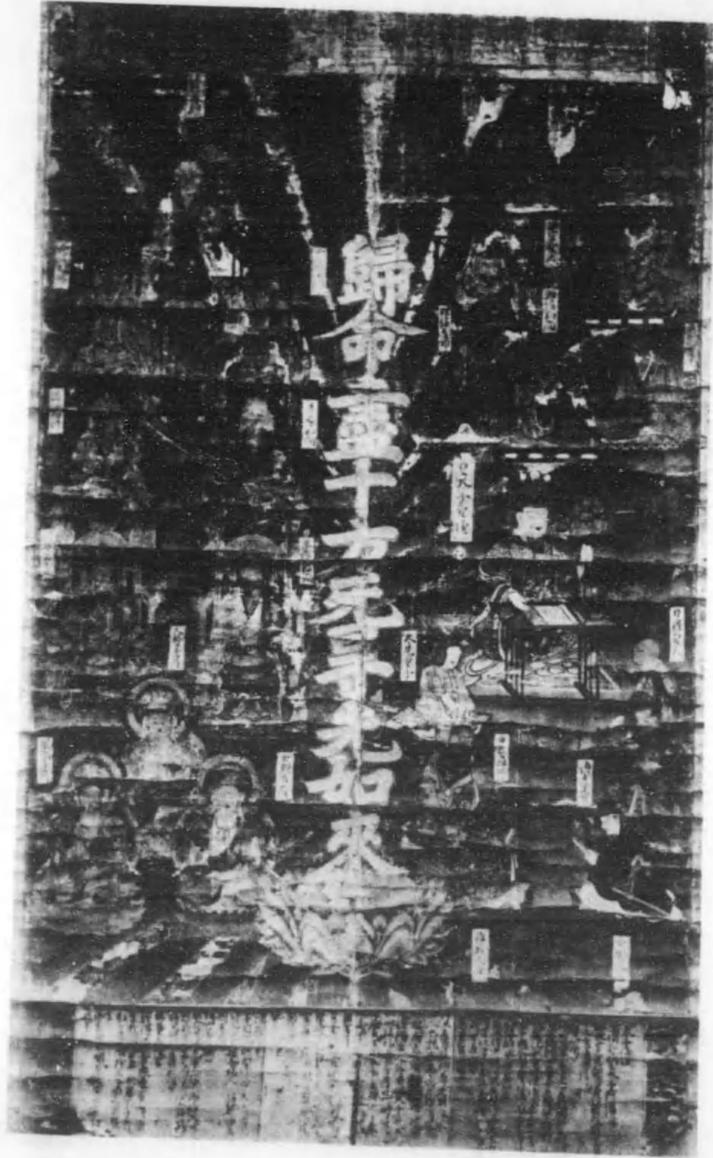


露光量違いの為重複撮影



露光量違いの為重複撮影





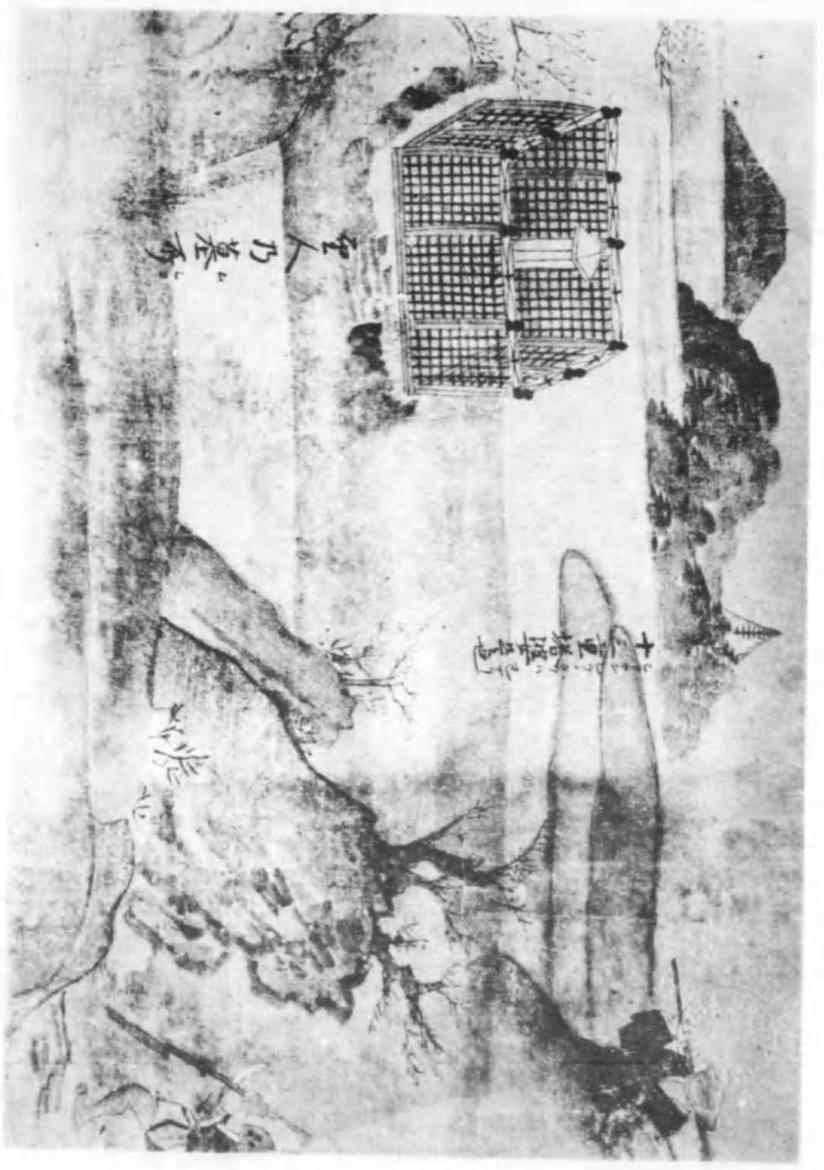


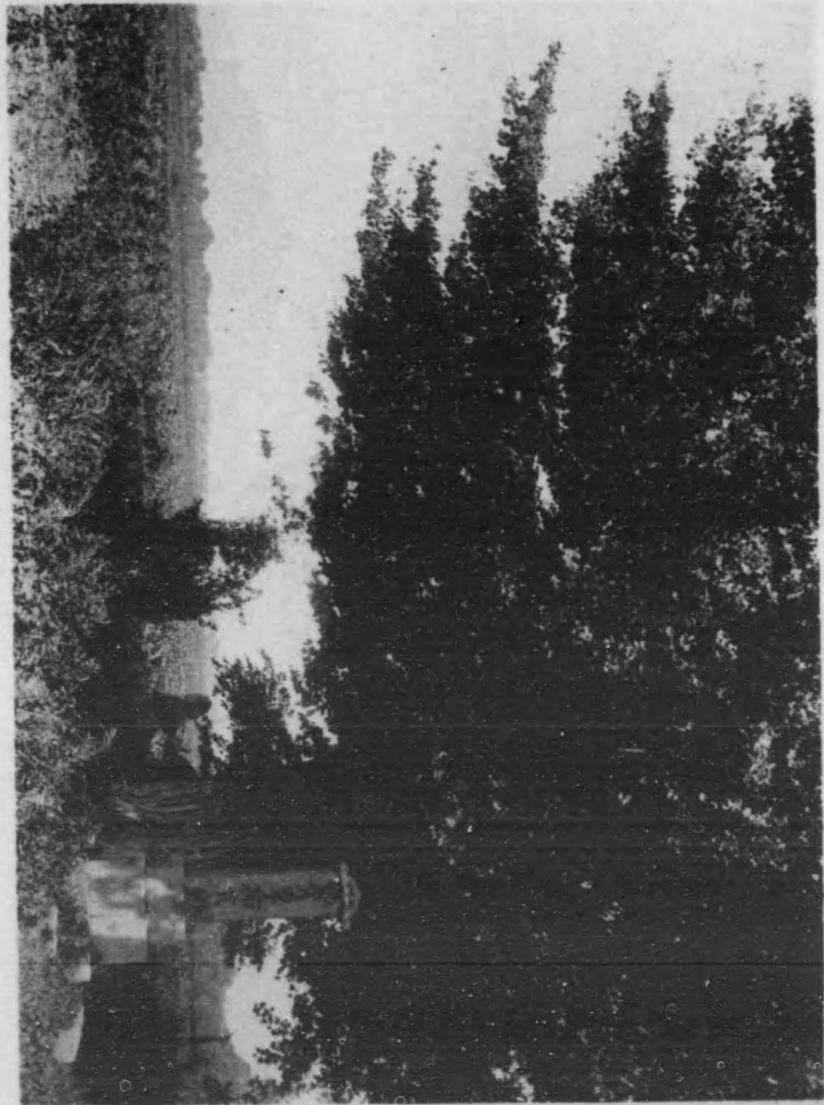
寫聖人真容

憶念弥陀佛本願
自茲時時入必定

唯能常稱如來号
庶報大悲之接息

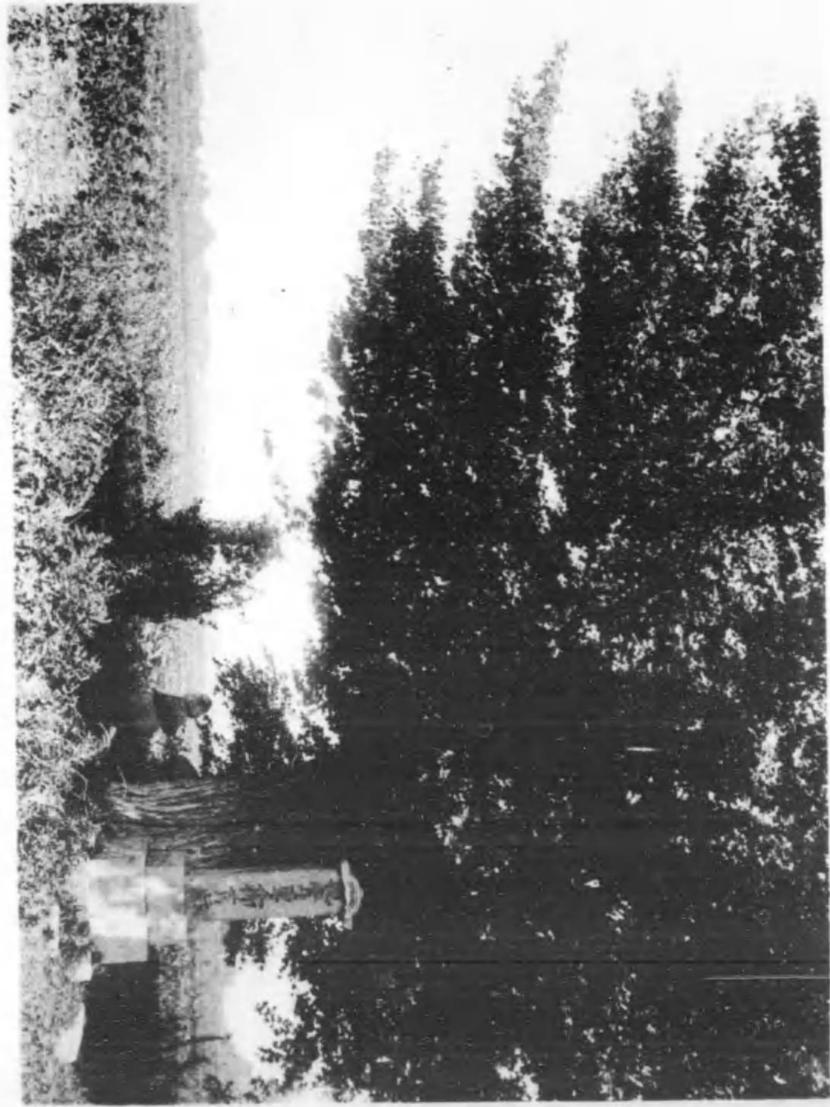






序

此書の著者藤原猶雪君は堅實眞摯なる佛教史研究家にして、從來其卓見によりて發明せられたる事項鮮からず。殊に曩に浄土眞宗の始祖親鸞聖人の眞影の訪索に就きて努力せられ、遂に其最も信憑すべきものを合考して其眞像を断定せられたるは、教學界の一大快事と謂ふべし。余輩同人君に請ひて其顛末報告を圖書館研究會例會の席上に聽くを得、尙其大要を圖書館雜誌に掲げられしによりて、具に君が苦心の跡を窺ふことを得たり。思ふに親鸞聖人の事蹟は往々雲霧に蔽るゝ如き感あり、曾ては一たび其存在を危まれたる程なりしが、近年辻博士の研究によりて其筆跡の純眞なるもの世に紹介せられ、爰に眞宗史上の一大疑團を氷釋するに至りしが、藤原君の努力は博士の此研究と姉妹的關係を有し、聖人の實在の確乎たるを闡



序

此書の著者藤原猶雪君は堅實眞摯なる佛教史研究家にして、從來其卓見によりて發明せられたる事項鮮からず。殊に曩に淨土眞宗の始祖親鸞聖人の眞影の訪索に就きて努力せられ、遂に其最も信憑すべきものを合考して其眞像を斷定せられたるは、教學界の一大快事と謂ふべし。余輩同人君に請ひて其顛末報告を圖書館研究會例會の席上に聽くを得、尙其大要を圖書館雜誌に掲げられしによりて、具に君が苦心の跡を窺ふことを得たり。思ふに親鸞聖人の事蹟は往々雲霧に蔽るゝ如き感あり、曾ては一たび其存在を危まれたる程なりしが、近年辻博士の研究によりて其筆跡の純眞なるもの世に紹介せられ、爰に眞宗史上の一大疑團を氷釋するに至りしが、藤原君の努力は博士の此研究と姉妹的關係を有し、聖人の實在の確乎たるを闡

明して愈有力なり。余輩は君の銳意熱誠を多とすると同時に、方途を愆らずして邁進せる研究の必ず好結果に到達すべき活訓誨を得たるを欣ぶ者なり。今や君、之を單行一本とし以て批評を江湖に求めらるゝに方り、其請に應じて一言を卷首に題す。時に大正十年辛酉十月和田萬吉識す。

例言

- 一、本書は大正九年十二月二十日の東京帝國大學内圖書館研究會に於ける講演筆記でありまして、一度本年三月の圖書館雜誌(日本圖書館協會發行非賣品)に掲載されましたが、偶々一兩氏の頒布を求めらるゝに臨み、茲に之を單行公開して大方の批正を仰ぐこととなりました。
- 一、本書の表題には「親鸞聖人眞像の研究」とありますが、これは全く書肆の便宜に應じて「親鸞門侶の地理的分布を概観し其郷土史料より聖人の影像並に墓標の原型を想ふ」の長きに失するを改めたものであります。そして本稿は決して研究と云ふ程のものでなく、研究に資すべき一、二の材料を蒐めて所感を披瀝したに過ぎないのでありますから、茲に一寸お断りをして置きます。
- 一、本書發行について、盛本誓寺等の諸寺が各その所藏または保管に係る親鸞聖人の御像または墓標に關する畫圖をコロタイプ版として挿入することを快諾せられたる厚意を感謝致します。因みに高田本誓寺所藏の光明本を始めとして其他の諸寺に藏する右史料は、或は現圖の剝落その度を過ぎて到底寫眞の明瞭を期し難きか或は費用の縮減から遺憾ながら挿入を見合せました。
- 一、特に今度本書の單行に當りまして、私が此稿を最初に發表いたしました圖書館研究會を主宰せ

らるゝ、東京帝國大學文學部國文學科圖書館學講座擔任の和田先生より序文を戴きまして、本書を飾ることを得ましたに對し滿腔の謝意を表します。

一、終に本稿は今日となりて尙若干の修補精記を要する個所もありますが、就中必要とする一二を追記する外、すべて本文は研究会席上口述の儘にしてあることを豫め申上げて置きます。

— 藤原翁雪識 —

圖版目錄

第一號 盛岡本誓寺藏光明本

- (一) 全圖
- (二) 聖德太子及其眷屬
- (三) 本朝列祖
- (四) 親鸞聖人

第二號 鳥栖無量壽寺藏連座御影

- (一) 全圖
- (二) 親鸞聖人

第三號 仙臺稱念寺藏連座御影

- (一) 全圖
- (二) 親鸞聖人

第四號 大谷派東北別院保管光明本

- (一) 全圖

(二) 親鸞聖人

- 第五號 本派本願寺藏鏡御影
- 第六號 本派本願寺藏安城御影
- 第七號 桑子明源寺藏三幅光明本中の親鸞聖人
- 第八號 鷺子照願寺藏善信聖人親傳繪中の聖人の墓所
- 第九號 桑子明源寺藏親鸞聖人傳繪中の聖人の墳墓
- 第十號 親鸞聖人小島草庵趾

本圖は聖人の影像に關せずと雖も、眞宗の原始教團を發生せる關東の地を示さん爲に、聖人四十二歳より三年間、即ち稻田に移らせ給へる以前の居趾と傳ふる、常陸下妻附近小島の草庵を掲ぐることにしました。辭々たる老木は銀杏樹、煙霞遙かに見ゆるは筑波山であります。



親鸞聖人眞像の研究

親鸞門侶の地理的分布を概観し其郷土史料より

聖人の影像並に墓標の原型を想ふ

藤原 猶雪



親鸞聖人に關することを話せとの事であります。——特に親鸞聖人の事をとの御注文のありましたのは恐らく近日辻博士が頗る周到精密なる「親鸞聖人筆跡之研究」を刊行された事に何等かの關係があるように思はれます。從來聖人に關する本願寺外部史料の絶無なる爲に其存在を疑ふた史家もありましたに對し、博士は其筆跡の實在を以て根本的に其疑を除き去られました。この發表は實に親鸞聖人研究に於ける内外の礎地を與へられたもので、私は眞實その學恩を感謝する一人であります。されば此機に臨みまして「親鸞聖人の影像並に墓標の原型」を想はせて載くことは適當でもあり、又内には我眞宗史の權威山田文昭師、外には此度の辻博士の學恩の一端に酬ゆる所以でもあるかと存じます。書史學と解題は圖書館學の一分科でもありますから成るべく其見地を離れないで論證する考であります。

私は先づ序辯として親鸞聖人の研究におきまして阪東奥羽地方の注意が如何なる意味があるかを考へたいと思ひます。

宗教家の影像や墓標の原型が後世に遺存するなれば最も普通なる場合におきましては其門弟によつて先づ第一に護持せらるゝことが考へられます。私は此の意味において先づ親鸞聖人門侶の地理的分布を概観することに致します。

鎌倉時代の文献には屢々「交名」云々の字を見出します。近くは此所に持合せの「吾妻鏡」を開きまして是所持參討亡囚人等交名注文也(元暦元二廿七)其交名注載折昏(文治二三廿七)令注進交名(文應元正廿三)其の他供奉人交名等の文を隨所に見ることが出来ます。この交名は御承知の如く平素交誼を結べる人々とか又は一時的の關係者の名を書列ねた書附でありまして鎌倉時代には諸種の注進文に現はれて居ります。殊に官廳では法規制禁に違背した者に對し豫審の便宜、又は向後の注意に資する爲に之を注進せしめたやうであります。して見ると此の種の注文は其の人を研究する根本史料の一となりまして、頗る史的價值を有するものであることと言ふまでもないことでもあります。されば若し我が親鸞聖人にも此の謂ゆる交名を知ることが出来ますなれば誰しも非常に結構なことと思ひますが、幸にも私共は聖人の滅後八十二年に注進された交名に接することが出来、

加之これと對檢すべき室町中期を下らざるべき他の二つと、外に年時未詳の交名並に實は擬作ではありますが聖人在世中に係る注進と傳ふる一本をも參考とすることが出来ます。私は是等の交名を解説するに臨みまして思ひ起しますのは聖人の某年七月九日門弟性信に送られた御返事に「サテハ鎌倉ニテノ御ウタヘノヤウハラロノウケタマハリテサフラフ(中略)御文ノヤウオホカタノ陳狀ヨリ御ハカラヒトモサフラヒケリウレシクサフラフ」云々とある「消息」であります。かやうな事實と思合して見まするに聖人の在世已に官廳へ交名注進等のことありて、現存の交名注進の如きには據るべき原本の存在したのではなからうかと考へられます。何れにしましても此の交名は眞宗の原始教團を研究する一つの根本資料たることは疑を容れぬものであります。

これから解説に移りますが、先づ第一には愛知縣三河國碧海郡矢作町桑子の専修寺末明源寺に現存する卷子本であります。此所に持参いたしましたは其の原本を影寫して更らにそれを膽寫版にして同志二十人に頒ちましたもの、一つであります。御覽の如く無題でありまして最初に親鸞上人の眞弟四十四人を擧げ之を「已上諸國散在之弟子等」即ち地方在住の弟子三十六人と「洛中居住弟子等也」とある京都在住の弟子八人に分けて何れも住地を註記してあります。而して次に「眞佛附弟」と書きまして同列に顯智以下四十三人を擧げ各々其門弟を列ねてあります。御覽の如く之を一見致しますと恰も顯智以下の四十三人は高弟眞佛に附托された弟子のやうであります。後に申します

此の佛光寺派の或る寺院に傳ふるもの並に甲斐萬福寺に嘗て存したと云ふ何れも「親鸞聖人總御門弟等交名」と題するものに對照致しますに、顯智から唯願までが謂ゆる眞佛の附弟で乘念以下の廿四人は別であることが知れます。そして御覽になればお解りになることですが、此の後の廿四人は何れも前記の諸國居住の眞弟でありまして、更らに其の門弟の弟子即ち聖人より申せば孫弟等を擧げん爲に重出したものであります。然るに眞佛附弟の下の人々に「上人面授」と註するものが顯智以下六人ありますが其の中の二人は後世の摺入でありますから實は四人であります。そこで此の四人を初めの眞弟に加へますと諸國散在の弟子四十人と洛中居住の弟子八人、合計四十八人の門弟を數へることが出来ます。尤もこれは聖人門弟の全部を盡したものでないことは言ふまでもありません。今の交名にも「此外猶雖多之依繁附之」と注意して居ります。而して眞佛附弟にして上人面授たりし四人を除きたる四十四人は此の交名書寫の當時已に逝去したること「已上都鄙門弟以面授口決也悉逝去畢」とあるに明かであります。交名はこれで終つて居りまして最後に「右親鸞上人門弟等交名大概注進如斯、康永三季^甲十月廿七日書寫之」と云ふ奥書があります。これは寺傳に眞佛の附弟にして上人面授たりし顯智の門弟なる專空の筆と云ひますが、專空は近く「高田正統傳後集」にも「康永二癸未歲十二月十八日」入寂とありますから疑はしいと思ひます。尤も本書は必ずしも康永の原本なりとは決められませぬから元と三とはよく草體に於て誤り易いから原本は實は

康永元年で今三年と寫し誤つたものではなからうか、して見れば筆者專空は其の翌年に逝くなつたのであるから支障がないとも會通されますが、先年此の交名の首尾を寫眞に撮りました此の寫眞でも其の片影を御覽になれますが、本書は決して室町初期を下るべきものではありません。縱令康永の原本でないにもせよ康永より數年を経ざる即ち傳筆者の專空の逝去より遠からぬ年内に轉寫したものがかゝる誤を生ずることは萬々なからうかと思ひますから、やはり寺傳の專空は今の所疑を存すべきであると考へます。然し乍ら本書の筆者が專空であらうがあるまいが其の史的價值を増減するものではありません。それから申し残しましたが本書には後人の加筆切替が二箇所あります、一つはこの「上人面授口決門弟末弟共所記三百十餘人奥書年號康永三^甲季書寫也元祿十七^甲ノ年迄三百六十六年カ上人御往生八十壹年日記之書物也」とある端書で明かに元祿十七年の加筆であり他の一つは眞佛附弟專信の下の了善より念信と圓善の下全部であります。即ちこの念信と圓善とは向に眞佛附弟中の上人面授六人の中二人は後世の摺入と申しましたそれでありまして此の切替には譯があるのであります。明源寺傳以外の交名には何れも念信は圓善の弟子になつて居ります。然るに念信は明源寺傳の交名を藏する明源寺の開基であることは之を解く鍵であると思はれます。即ち開基として一層價值づける爲に聖人の直弟に直したものでないでせうか。交名明かに念信に上人面授と註するが如きは餘り露骨な要求であります。而して秘かに思ひますに此の切替はたゞに其れ

ばかりでもなく或は後世圓善の門下から異解者を出しました事は「反古裏」にも「カノ圓善ノ弟子越前國大町ノ如道ト云者アリ(中略)新義ヲ立秘事法門ト云事ヲ骨張セシカハ御門徒ノ面々カタク糾明ヲナシ自今己後出言アルヘカラサルムネ起請文ヲカ、シメ改悔アリシカトモ猶ヤマスシテ諸人迷亂アリシカハ申アケラレ御門徒ヲハナサレ畢ス」とありますから此の系統より簡別したものかも知れませぬ。又桑子の念信は交名の上では其の後繼者を缺くやうでありますが「三河相承日記」に念信同輩の慶念の弟子慶願に「桑子ノ坊主」とありますから彼を以つて其の系統と見ることが出来ます。而してやはり同輩の信寂の弟子に寂靜と云ふがありまして和田に住んで居たことが佛光寺末の某寺に傳ふる交名に註記されてあります。和田は恐らく今の碧海郡六ツ美村の上下の和田でありませうから矢作町を挾んで桑子の念信一派と和田の圓善一派とが對抗したやうなことがありはしなかつたか。特に此の摺入部が念信を圓善より別立せしめたのみでなく、而かも圓善を後に廻したるが如きはこれを多少暗示するものと考へます。

次には此の茨城縣常陸國眞壁郡下妻町東本願寺末光明寺に現存する「親鸞門侶交名」と題する卷子本があります。寺では開基明空の筆と傳へ最初に「執筆明空」とあります。然しながら開卷より信樂に至る三十一行と唯佛より顯眞の次自余門弟略之までの九十九行は明かに後世の摺入でありまして、河の爲に筆を加へたかは言ふまでもなく寺の系統を飾らんが爲であります。今これを前の明

源寺傳に比べますと此の摺入部を除き殆ど一致し、たゞ明源寺傳に例へば中沼とある地名を長沼に又は志太を信太に作る等の差あるのみで奥書も「右親鸞上人門弟等交名大概注進如斯」とありまして全く明源寺傳のそれより康永の年號を除去せるものであります。此の如く光明寺傳は末尾を欠きまして書寫の年時を知ること出来ませぬが決して室町中期を下るべきものではありません。或は明源寺傳より轉寫せるものではありますまいか。若し明源寺傳にして或る原本より轉寫せるものなりとせば、少くとも光明寺傳は彼れと同一原本よりの轉寫とまでは云ひ得るかと思はれます。

次には山梨縣甲斐國東山梨郡等々力村西本願寺末萬福寺に嘗て存在したと云ふ「親鸞聖人總御門弟等交名」であります。一昨年までは此の實物が同寺に存在するものと信じて眼福の期を待つて居ましたが、一昨年の夏同寺を訪れ其の現存せざることを確めました。今となりては「本願寺通紀」の中に「天明七年丁未三月二十日借甲斐萬福寺主大誓所持本寫之」として寫出されたものに據るより致し方がありませぬ。大誓は萬福寺の記録に「當寺第廿一世寺務重誓實子眞徳院殿法眼和尚大誓闡因文化十三年壬八月八日寂」とありますが、交名の所傳を失したのも近來のことと窺はれます。然るに之れも御覽の如く後世の摺入と考ふべき部分がありまして、即ち開基光信の下が非常に精細に記入されて居ります。然し其の他の主要部は明源寺傳と似て恐らく同一系統より出たものと考へられます。

次には近時発見された佛光寺派の或る寺院に存する前者と問題の卷子本を折本に仕替へた室町中葉かと覺しきものがあります。此れは其の轉寫でありますが御覽の如く餘程前者と相似たるもので接入の部まで一致して居ります。これは佛光寺の開山了源が其先は萬福寺開基光信より出で、居るからでもありませうが、若し此兩本に據るべき原本があるとすれば後者は前者よりも能く完全に轉寫されたかと考へられる節があります。想ふに萬福寺傳も恐らく此の程度のものでありましたが通紀に轉載さるゝにのぞみ多少舊態を改めたのではありますまいか、殊に本書に現はれた門弟の住地は假名書なるに通紀に見る萬福寺傳には多く本字に改書されてあるが如きは其の適例かと思ひます。何れにもせよ本書が室町中期のものと思せば、時代未詳であつた萬福寺傳も亦同時代のものに係ることが考へられるのであります。

最後に茨城縣常陸國茨城郡西山内村稻田の東本願寺末西念寺の謂ゆる寛元の交名であります。茲に持參致しましたものは明治九年東本願寺にて法寶物集覽會を催しました時に影寫されましたもので、當時の校合方三等學師細川千巖氏の見込案と香山院龍溫講師の自筆識語が附いて居ります。集覽會の當時は之を親鸞聖人の御筆と申して居たやうに此の後附から知れますが、現今の寺傳では開基教養の筆と云ふて居ります。御覽の通り「親鸞門侶交名」と題すること光明寺傳に似、或は「已上門弟布列」或は「已上歸依布列」或は「已上面授の孫弟也」等と分類し、奥には「親鸞、門侶交

名注進如斯、寛元三西乙年九月十四日」とありて次に「常州鹿島ノ乘然(花押)」以下十八人之に連署し終に「承了、平經時(花押)」とあります。一見當時の官廳へ差出したものゝやうではあります。明かに似て非なるものであります。餘り多言を用ゐるまでもありませんが十八人連署の中、西佛(仁治二正廿八寂)明光(安貞元四十六寂)入西(寛元三三十五寂)等故人の寛元三年連署花押と云ふ奇觀を露出して居ります。私は一昨年西乙の夏その原本を拜見しましたが紛ふ方なき近代の作製に係るものであります。吉田東伍氏の地名辭書には屢々本書が引用されてありますが根本的資料とはならぬものであります。

x

この親鸞聖人の交名中、如何にするも動かない最少限度の聖人の直弟は彼の諸國散在の三十六人と洛中居住の八人に高弟眞佛の附弟にして聖人の面授なる四人を加ゆる計四十八人と云へやうかと思ひます。されば其の居住地を調べて見ますれば一應親鸞聖人の教團なるものゝ地理的分布を彷彿せしむることが出来やうかと存じます。

原始眞宗の發祥地は聖人が眞宗の根本聖典「教行信證」を著作し給へる常州稻田の地なれば常陸の國から門弟を數へ上ぐることに致します。洞院公賢の「拾芥抄」には常陸を筑波、河内、信太、行方、鹿島、眞壁、新治、茨城、那珂、久慈、多珂の十一郡に分けて居りますが、河内信太の二郡

は今合して稻敷郡を成すを除き他は何れも現に舊名を郡稱に存して居ります。然るに交名には「奥郡」(明、光)「アウクン」(佛)と註するものに安養、入信、念信、乘信、唯佛、慈善、善明、善念の八入があります。今奥郡と聞けば誰しも國の北部であることは想像されますが、果して其れは何れまでを限るべきでありまじやうか。昔から國境や郡界は山川の形勢によつて分割さるゝことが多いやうであります。北部に流れて居る久慈川と那珂川との其の何れかは恐らく其の境域を標するものではなからうかと思ひます。然るに此の「吾妻鏡」に載せたる「文治三年十月二十九日政所下文」に依つて常陸國奥郡は多賀、佐都東西、久慈東西、那珂東西の稱なることが知れます。そして東西佐都の如き拾芥抄にある郡名も「府中税所文書」の「弘安二年作田惣勘文」には奥郡の郷村名を擧げて居りますから、佐都東西の下に出せる地名より考へますに久慈郡の東部佐都川を以つて境ひせる地方の稱たりしことが確められます。かくて奥郡は大略今の多珂、那珂、久慈の三郡にして那珂川以北の地を指すものであると考へます。然るに萬福寺傳交名に「河和田」と注する唯圖は今の那珂川南岸の東茨城郡河和田村に其名を遺して居りますが、佛光寺派某寺の交名には「アウクン」とありますに因みて之を合せますと、常陸那珂川以北即ち奥郡居住の門弟は九人であります。

次に同じく常陸居住で那珂川以南、鬼怒川以北のものに乗念、證信、慶西、法善、明法、實念、頼重、順信、教善、教念の十人あります。此の中乗念證信の註には「南庄」(明、万)「ミナミノシヤ

ウ」(佛)とありまして「大光禪師語祿」に謂ゆる南庄高岡郷は今新治郡斗利出村の高岡に其名遺り、又同書に出づる南庄善應寺は同郡真鍋町真鍋に在り、其他同郡安食村大明神の「應永十年鰐口銘」に南野庄安食郷とあるは今の安飾村安食、應永十二年十月三日の「税書文書」に見える南野庄藤澤郷も亦新治郡藤澤村に其名を遺すが如きに徴すれば、南庄とは新治郡の南部即ち石岡以南斗利出、真鍋、安飾、藤澤等一帯の地なりしことが知れます。而して慶西は「北郡山下」(明)「ムロシタ」(万)と注し法善と明法には「北郡」(明、万)「キタコウリ」(佛)と記され何れも北郡の居住であります。北郡と云へば一見本國の北端のやうでありますが實はそうでなく國府石岡を中心として新治西茨城中の諸郷を南北東の三郡に分ち稱したもので、之には向に一寸申上りました「税所文書」の弘安の田文からも容易に知ることが出來ます。即ち田文には北郡の郷名を擧げて居りますが其中の柿岡は正しく新治郡の柿岡町であり、上曾は同郡葦穂村のそれ、瓦屋は瓦會村の瓦谷なるべく、大増尾は恐らく戀瀬村の大増なるが如く、又高倉は志笠村のそれ、片岡は林村に存し、金差は柿岡町の金指、林は林村、宇治會は瓦會村のそれ、村上は今石岡町の中、小幡は小幡村、加納は恐らく小幡村の加生野なるべく、何れも新治郡の北部即ち石岡の北方に位する諸郷に當りまして、略北郡の地域を示すに足るものと考へます。但し交名に云ふ由下は新治郡玉里邊に弓削の稱あるものに充つべきか、又ムロシタ(萬福寺傳に出で下總と冠す)のこと何れも未だ考へ及ばざる所であります。序に此の田文

から南郡と東郡を考へて置きまじやう。南郡の志筑は新治郡に上下志筑の村名を存し、田木谷は田餘村のそれ、小井戸は高濱町の中、野寺は新治村に上下の其名あり、田餘は今の田餘に遺り、土田は新治村に上下のそれあり、高濱は高濱町、國府寺は恐らく石岡の中と云ふ風に合考して來ますと南郡は石岡の南志筑、田餘、新治、高濱等を含む一帶の地方なることが知れまして南は南庄に接續するものと考へられます。次に東郡の吉原は西茨城郡南山内村の南北吉原、福原は西山内村のそれ稻田社は同村稻田にあり、赤澤は七會村に上下の其名を存し、大淵は北山内村のそれ、黒栖は南山内村の來栖、方庭は北山内村の片庭、石井原は笠間町の石井でありますから、光づ東郡とは今の西茨城郡の南北西山内村、七會村、笠間町邊の稱であることが知れまして「笠間」〔明、光〕「カサマ」〔万、佛〕と注する實念と頼重は又龜稱には東郡とも云へます。而して順信の註に「鹿島」〔明、万〕「カシマ」〔佛〕とあり、又教善のそれに「志多」〔明〕「信太」〔光〕「シタ」〔万、佛〕とあるは疑もなく前者は鹿島郡の鹿島町、後者は稻敷郡木原村の信太であります。残る一人は「常陸布川」〔明、光〕とある教念であります。而して、西念寺傳に下總布川の教然ありて今の下總國北相馬郡布川町の遺名を存し而かも古へ其地常陸に入るより見れば、一見今の下總布川に充つべきもの、やうに思はれますが、私は之に異り常陸眞壁郡太田村の小名布川は其の遺名でなかうかと考へます。眞壁の眞佛の附弟たりし彼れに想ひ至れば下總の布川に充つるよりも一層親しきを覺ゆるのであります。而して此の地は恐らく「新

編常陸國誌」に謂ゆる「下川島村ノ南ニ在リテ」云々とある「布川加波乃」であると思ひます。以上常陸居住の門弟を那珂川以北の九人と以南の十人に分けましたが、更らに常陸居住とのみ知れて他は未詳なる入西を合せて常陸における門弟は都て二十人となります。

次には鬼怒川以南、利根川以北の下總に入りますれば門弟五人を數へることが出來ます。即ち善性は「同國(常州に同じたれど別項に下總國住とあれば誤記か)造(路の誤か)田」〔明〕「下總國」〔明、光〕「同國(下總)フウキタ」〔万、佛〕と註し今の結城郡安靜村落田に其名を索むることが出來ます。而して性信は「飯沼」〔明〕又は「ヨロソネ」〔万、佛〕と註し何れも結城郡内にありまして前者は今の飯沼村、後者は今の管原村横會根新田に遺名を存して居ます。それから信樂は「新堤」〔明〕「ニキツ」〔万、佛〕に住しましたがやはり結城郡の安靜村字新池の古稱と云ふことであります。此の外、常念は「佐島」〔明〕「サシマ」〔佛〕とありますから猿島郡猿島村に居住したものと考へられます。而して西願は交名に住地を記して居ませぬが假りに彼れを開基とする光了寺の猿島郡新郷村中田にあるに據ればこれも猿島住とすべきであります。以上常陸下總兩國(茨城縣)には合計二十五人即ち總數四十八人(最少限直弟數)の過半を占むることになります。

次に下野(栃木縣)を検べますに六人の直弟が居住して居たことが知れます。即ち「高田」〔明〕「眞壁」〔万〕「タカタ」〔佛〕の眞佛、同じく「高田」〔万〕「タカタ」〔佛〕の顯智、「高田」〔明、光、万〕「タカタ」〔佛〕

の慶信、又同じく「高田」〔明〕「タカタ」〔万、佛〕の覺信は共に何れも芳賀郡物部村高田に住んで居ました。而して信願は「郡」〔那〕須〔明、光〕「那須」〔万〕「郡須」〔佛〕と註し那須郡那須村に、尼法師は「上野」〔明〕「ウヘノ」〔万、佛〕とあれば鹽谷郡熱日村上野に住居したものと見へます。

次に武藏(東京府)へ來まして「太田」〔明〕「ノタ」〔万、佛〕即ち太田庄野田、今の北足立郡野田村には西念が住んで居ました。以上の阪東諸國には少くも三十二人の直弟が居住して居たのであります。

此から轉じて奥州路に入りますと先づ岩代(福島縣)に「大綱」〔明〕「オホアミ」〔万、佛〕即ち今の東白河郡竹貫村附近には聖人の孫如信上人を初めとし「會津」〔明、光、万〕「アイツ」〔佛〕即ち今の南北會津郡内には元爲子、唯信並に同じく「會津」〔明〕「アイツ」〔佛〕と註する唯佛の三人が居住し、其他「藤田」〔明、光〕「フシ田」〔万〕「フチタ」〔佛〕即ち伊達郡藤田村の本願と「淺香」〔明、光〕「アサカ」〔万、佛〕即ち安積郡内に住する覺圓とがありまして、岩城には六人の門弟が居たことになりました。それから陸中(巖手縣)に進みますと「和賀」〔明、光〕「ワカ」〔万、佛〕と註する是信は和賀郡に住みまして初め一ツ柏に住し後彦部村に移り茲に墳墓を傳へて居ります。かくて奥州には七人の直弟を數へることになります。

次に轉じて越後(新潟縣)に入り「國府」〔明、光〕「コウ」〔万、佛〕の覺善は今の中頸城郡直江津近在に住居しました。

以上にて諸國散在の弟子を大略現地と引合せて見ましたが、之を國別に數へて記憶を新に致しますれば、常陸二十人、下總五人、下野六人、武藏一人、岩代六人、陸中一人、越後一人でありまして計四十人となります。之に洛中即ち京都居住の尊蓮、宗綱、尋有、兼有、蓮位、賢河、善覺、淨信の八人を加へますと茲に原始教團の最少限度の地理的概念を與へることになります。尤も精密なる考察としては交名に洩れたる門弟を索り、又交名に見ゆる孫弟をも加へて考ふべきであります。今は阪東奥羽地方の眞宗に於ける史的意義を彷彿せしむれば足る底の概観であります。

かくの如く阪東奥羽の諸國は親鸞聖人の遺跡にして而かも遺弟の居住した所でありますから、親鸞聖人關係の史料も多少は残つて居やうと云ふつもりで、私の前任地であります京都の眞宗大谷大學では我が眞宗史の講座を擔當せらるゝ山田教授と不肖私とを派遣することになりました。一昨年七月十七日京都を立ち九月一日歸學に至る四十七日間に茨城外八縣下即ち茨城、埼玉、宮城、巖手、福島、栃木、群馬並に長野、新潟へ探訪に参りました。之れを國別に致しますと常陸で二十四個所、下總で十四個所、陸中下野甲斐で各二個所、陸前磐城上野で各一個所を訪ね、歸途長野から越後へ一寸廻りまして信濃で六個所、越後で四個所(越後地方の詳細なる探訪は後日を期しました)に史料を訪ねました。この四十餘日間に拜見致しました史料並に舊跡記念物の數は實に一千有餘に及びまして、其中で必要な文書類は各自の見る所に基き各別に筆寫し、又百點許りの優品は寫眞を撮つ

て参りました。此の旅には當時研究科に居られた橋川正氏と京大にて宗教學を専攻中の阿部現亮氏、並に當年大谷大學を卒業された大淵眞了氏とが同行せられ、大淵君には主として寫眞の撮影を頼りました。そして橋川君は其後に親鸞と祖國なる月刊雜誌を出して時々その結果を發表して居られます。今日持参して居ります百五十枚ばかりの寫眞の中で五六點は同誌上で御覽になつた方が御ありになるかも知れませぬ。要するに此の旅におきましては種々に啓發する所がありました。就中今日の題に關係のある範圍におきましては、上に申述べました交名の傳來其他に就き釋明する所のあつた外、第一に先づ原始教團の本尊は從來名號とのみ考へられましたが或は後に解説いたします光明本の如き已に宗祖親鸞聖人の在世中に存在したのではなからうか、そして少くも滅後遠からずして否な直ちに出來たと云ふまでの確信を得ました。其れからやはり本尊に關係のあることでありますが、至る所で聖徳太子の木像を拜見しました。この寫眞で御覽の如く皆々靈像でありまして古きは鎌倉、新しきも南北朝を下らざるべき作品であります。私は未だ見ませぬが途上山田教授の話では高田派第十世の眞慧問答に親鸞聖人の稻田の御草庵では太子を本尊とせられたことが出て居るようであります。されば茲の所は研究ものであると思ひます。次には宗祖に遺像の意志のなかつたことを確察するに至りました。これも後に稍精しく申し述べやうかと思ひますが、從來宗祖自刻の木像とか門弟に附屬のそれと稱するものが澤山ありまして何れの御舊跡でも拜見致しましたが、

如何に慾目に見ても室町中葉を上るものとは不幸にして眼福を得なかつたのであります。尤も會々古像に拜接致しましても皆な變態を示し到底宗祖の眞像と考ふことが出來なかつたのであります。想ふに此等は他の木像が搬入されて後世宗祖に擬せられたのではありますまいか。次には今日親鸞聖人の影像の御話を致しますに因みて墓標の御話も付け加へやうかと存じますが、其の墓標の恐らくは原型を示せる傳繪を二品までも拜見いたしました。其他種々得る所が御座いましたが直接今日のお話に關係はありませぬからこれ位にして置きます。が終りに近頃辻博士の頗る周到なる親鸞聖人筆跡之研究に依つて聖人の研究に於ける内外の礎地を與へられました私は深く衷心から其の學恩を感謝する一人であります。然れば聖人の遺跡にして門下の居住地となりました阪東奥羽の地方には必ずや多くの眞蹟に拜接するであらうと思はれます。然るに事實は之に反しまして、尤も至る所で御眞筆なるものを提示されましたが眞蹟として推奨するに足るものは遺憾ながらありません。たゞ文類聚鈔の奥書を本文から切離して、即ち此の寫眞の如く一幅に仕立てたるものが漸く越後に廻つてから確かなものとして拜見致したに過ぎぬのであります。これは彼の伊勢二身田の專修寺で辻博士が數十點の眞筆を發見されましたに對して頗る奇觀とすべきであります。關東で其の所傳を失したのは一は遺跡の荒廢にも歸すべきこと勿論であります。專修寺にのみ爾かく多數に現存する理由は聖人歸洛後の關東教團の中心人物たりし尚田の眞佛を開基とするに

依ると考へます。眞佛が中心人物であつたことは向に解題いたしました交名の上にも窺はれます。博士の謂ゆる専修寺所藏聖人筆跡目録に三十五點を擧ぐる中、眞佛、顯智、覺信、（これは聖人の末子彌女覺信尼でなく未燈鈔に收むる聖人の消息の宛名に出づる覺信房にして又口傳鈔に謂ゆる太郎入道の覺信であります）慶信等の如き高田居住の門侶の舊藏に係る聖教十餘點に及ぶが如きは當時の高田門徒の盛觀を彷彿せしむるものであります。尤も關東でも諸所で一見聖人の御筆跡に似たる聖教等を拜見致しましたが、何れも門弟以下の敬寫に係るものでありまして敬仰の餘途に聖人の筆跡に酷似するに至つたものであります。即ち此の唯信鈔、同文意、往生要集云並に之に附載する聖教音訓（追記修正）などは其の例であります。却説、私共は簡様に御筆跡には失望致しましたが其の理合せに一大發見を致しました。其れは未だ世に知られなかつた聖人の著作なる此の彌陀如來名號徳と題する聖教に偶然拜接するの光榮に浴したことであります。これは聖人の八十八歳なる文應元年十二月一日の起草に係り、其より五十一年の後即ち九十歳御入滅より四十九年目なる慶長元年十二月二十六日に轉寫された古聖教であります。言ふまでもなくこれだけでは必ずしも聖人の述作であるとは申されませぬが、これには左證を出すことが出来るのであります。即ち聖人消息の中に某年十月二十一日門弟唯信に宛てられました御返事の中に「ヒトノオホセラレサフラフ十二光佛ノ御コトノヤウカキシルシテクダシマイラセサフラフ」とあります十二光佛の御事とは全く

今の彌陀如來名號徳の内容でありまして、即ち此の秋に本書を記されたのでありますから寸毫も疑ふべき餘地はありません。大に序辯が長くなりましたが之から成るべく簡要に切上げて聖人の影像と墓標の原型に就てお話を致します。

x

向に一寸お話致しました通りあちらでは聖人の影像の單獨なるものにして原型を存するものは一品も拜接することは出来ませんでした。この繪像と木像は比較的よろしきもの、一つでありますがこの中から原型を探り出すことは難しいのであります。然るにあちらで光明本、或は連座の御影と申しまして多くの影像を列ねました中に現はれた聖人の影像には頗る古色を存し而かも相互一致點に富みまして種々研究の結果、原型を保存すと覺しき優秀なるもの凡そ十點を數へることが出来るのであります。而して此等は皆其の地方に十年間居住したる親鸞聖人を初めとしまして、現に之を傳來する地若くは其の舊藏に係る地方より出でたる聖人門下に對する圖像上の根本史料でありますれば、單に郷土史料としても内外の顧慮に値するものであります。即ち、茲に取り出しました寫眞はそれでありまして光づ順次に其の所在を申しますと、

巖手縣陸中國盛岡市外岩手郡米内村三ツ割本誓寺

新潟縣越後國高田市下寺町本誓寺

長野縣信濃國上水内郡朝陽村南堀長命寺
 茨城縣下總國猿島郡森戸村一谷妙安寺
 宮城縣陸前國仙臺市新阪通り稱念寺
 茨城縣下總國猿島郡新郷村中田光了寺
 同 縣常陸國那珂郡靜村石澤常弘寺
 同 縣同 國鹿島郡巴村鳥栖無量壽寺
 同 縣同 國那珂郡港町淨光寺
 長野縣信濃國上水内郡長沼村大町西殿寺

でありまして、此の中長命、稱念、淨光の三寺は西本願寺に屬し他の七ヶ寺は東本願寺の末寺であります。そして何れも聖人の門弟を寺の開基として居ります。かく御覽になりますと一見して盛岡本と高田本とは同じやうであり、南堀本と一谷本、仙臺本と中田本並に石澤本は各々同じき構圖であります、更らに南堀乃至石澤の五本共同じきが如く、又港本と長沼本と同じくして更らに鳥栖本と同様の構圖に成ることが誰しも考へられますが、私は之より一步を進めて實は此の十本とも同一構圖の一原泉より生じたるものと信せざるを得ないのであります。勿論この十本が同一構圖より成ると云ふことは結論であります、話を進める便宜の上から豫め之を認めますなれば其の完本

は盛岡本と高田本であると云へませう。然るに高田本は御覽の通り殆ど畫圖を今日識別することは出来ませぬ、僅かに其の完本であることを認め得るのみでありますから盛岡本を基調として各本を解題することに致します。

第一に此の盛岡本は陸中和賀の住是信の跡なる本誓寺に傳ふる光明本でありまして、徳川時代の舊記には凡て畫圖札銘ともに聖人の自筆として居ります。即ち延寶の二十四輩散在記知には「御同(宗祖)筆」寶永の法輪集宗には「十字八字六字の名號ハ泥筆也御繪御銘トモニ聖人ノ御筆ナリ」と云ひ、又享保の二十四輩記も之に同じく、但し明和の遺跡録先には標目のみであります。然しながら決して宗祖の御筆ではありませんが南北朝時代のものであることは疑を容れぬ逸品であると思ひます。而して本誓寺には現に正副二本を藏しますので原本にて不明な所も副本によつて釋明され或は暗示を得ることが出来るのは甚だ結構であります。先づ大體の構を申しますと御覽の如く中央には南無不可思議光佛の八字名號がありまして、其の下方部の兩脇に釋迦彌陀二尊と歸命盡十方无碍光如來、南無阿彌陀佛の十字と六字の名號があります。そして中央の八字名號を中央として右方部即ち向つて左の下方に勢至、龍樹、天親の三菩薩像を出し、其の上方に支那の曇鸞、導綽、善導、慈愍、法照、少康、懷感の七師を畫いて居ります。而して左方部即ち向つて右には下方に聖德太子並に眷屬(妹子、曾我、日羅、學哥、阿佐、惠慈)六人を出し、次上に惠信僧都を畫き、其の上に

は法然上人を中心として親鸞聖人並に其門下を列ねてあります。されば全く此の光明本は天竺、震旦、本朝の三國佛教史、特に淨土教、就中眞宗の發源を表象せるものであります。本誓寺へ参りました時、正本と副本との札銘を讀合せましたが其後歸途越後に廻り直江津近在五智國府の光源寺にて東本願寺第十三代宣如上人(萬治元寂)が此本誓寺の光明本を御覽になりました時に其の札銘を書寫されたと云ふ一軸を拜見しました所、盛岡では龍樹を向つて右とし天親を左としましたのが反對であるのと、左方部に於て唯覺と讀合せたのは聖覺、同く性願は道願であつた事が知れました。其他附屬語に多少の相違がありますが其は果して何れが正しいか解りませぬ。殊に聖人の札銘の如きは光源寺には親鸞聖人とありますが、これは恐らく宣如上人が敬稱を以つて記されたもので本誓寺の原本には確かに「釋親鸞」とあります。而して何れの光明本におきましても親鸞聖人の門弟を連ぬるに臨みまして直弟に限るか將た孫弟以下に及ぶかは其光明本の時代を確かむる一つの資料となると思ひます。此の意味に於て盛岡本を檢べますと、法然上人の吉水教團に於ける客員にして高足と云ふが如き位置にある「釋聖覺」に對座するものに「沙彌信海」あり、而して次上の「釋信明」は我が聖人と對座し、聖人の次上に「釋眞佛」ありて「釋道願」と對座して居ります。聖覺法印は御承知の如く親鸞聖人の兄弟子でありますから彼れと對座せる沙彌信海は恐らく聖人の先輩か若くは眞宗原始教團に於ける一客員底の人と思はれます。それから聖人の次上に居る眞佛は度々御話し

申した聖人の高足でありますが、聖人と對座して信海の次上に居る信明は交名にも其名を見出しませぬ。然るに本誓寺の記録並に西念寺傳交名に據りますと本誓寺の開基是信は信明(記録には信明は俗名にして是信は法名、西念寺傳交名には是信房信明)とも云ふたことが知れますから、此の光明本の傳來と思合せて光づ是信と見てよからうかと考へます。然るに道願の名は交名に眞佛と對座し是信房信明の次上に畫かるべき位置に之を見出すことは出来ませぬが、想ふに交名の謂ゆる「此外猶雖多之依繁略之」の一人ではありますまいか。果して然れば盛岡本は直弟三人を畫き孫弟に下らざるものと云へます。

次は南堀本であります。南堀長命寺の開基は武藏太田庄野田の住西念でありまして、寺傳に第三世西祐の代に野田より信濃駒澤郷に移り、後第七世信貞代に布野に移り、更らに十三世靈勝代に南堀に遷るとあります。然るに開基西念と稱する寺が下總邊田の西念寺を初め三四ヶ所ありますが、今信濃長命寺が圖中に西念像を有する此の南北朝頃と覺しき連座の御影を傳來する一事は頗る参考となるものと思ひます。この南堀本は寺では光明品(本の誤)又は十六尊と申して居りますが、光明本の完本の左方部即ち向つて右本朝の部に相當致しまして法輪集、二十四輩記、遺跡録等の舊記には何れも銘は覺如上人(本願寺第三世)畫は淨賀法眼とありますが、時代はやはり南北朝頃のものであります。而して銘文は源信僧都と聖德太子に關するものでありまして「親鸞聖人」以下の札

銘を検べますれば光づ對座に「釋善性」即ち下總の蒨田に住みました門弟が居り、次上には「釋明性」即ち善性の門弟で同國磯部(猿島郡香取村)に住しました孫弟が載せてあります。更に其上には「釋西念」と「釋西佛？」とが對座して居ります。西佛は字劃がはつきり致して居りませぬが多分西佛であろうかと讀みましたが、西佛なりせば眞佛の門下奥州深江の慶西の弟子に其名を當つることが出來ます。されば列名の上から申しまして之を盛岡本に比べて少しく下るものゝやうに考へられます。

次は一谷本、即ち下總一谷妙安寺の光明本でありますが、これも完本の左方部だけを別立したものであります。寺傳では宗祖の御銘と云ひますが先づ南北朝を下るものとは思へませぬ。而して銘文は源信和尙に關するものゝ外認め難いものであります。其の位置から想察すれば他は聖德太子に係るものであります。又札銘も「阿佐□□」を除き一も讀めませぬが、下部に太子と其眷屬六人を出し其上に源信僧都を擧げ、又法然上人と宗祖及び聖覺法師は其の圖相の上に明かに認められますから、其他の四人中一人は宗祖の同輩(聖覺と對座)にして親鸞聖人の門弟は多分三人畫かれてあるやうに見えます。そして中の一人は恐らく此の傳來から考へて妙安寺の開基猿島の常然が定めて居ることであろうと思ひます。之は南堀本に比べて門弟一人を減じたる十五尊連座の御影と云ふべきものであります。

次は仙臺本七體連座の御影であります。これは舊記(次第記、法輪集、二十四輩記、遺跡録)に聖人の自畫自贊とありますが室町中期のものかと思はれます。圖は左方の上部「日本源空聖人」以下七尊ありまして聖德太子の一團と源信僧都を除けるものであります。舊記に贊とあるは札銘のことで聖人のそれには「釋親鸞」とありまして次下は「釋元爲子」即ち交名に謂ゆる奥州會津の住にして稱念寺の開基であります。而して向つて左下に「釋覺信」とあるも直弟でありまして下野高田に住んで居りました。其他「釋智性」と「釋淨教」と「釋海法」の三人は交名に出ませぬが恐らく孫弟位の人々と考へられます。

次は中田本でありまして門弟西願を開基と傳ふる光了寺に傳ふる「親鸞□□」以下を畫く四體連座の御影であります。舊記(法輪集、二十四輩記、遺跡録)には五體連座御影として法然上人を加へ、繪は淨賀、銘は覺如上人としてありますが、近世源空上人を畫ける上部を裁斷せる痕跡を今に認めることが出來ます。而して門侶は「眞佛上人」以下「顯智法師」即ち眞佛の附弟にして宗祖面授高田住、並に其の弟子「釋專空法師」の三人を載せ、時代は室町中葉を下らぬものと思ひます。

次は石澤本、常陸奥郡住慈善を開基とする常弘寺の十三體連座の御影であります。これも舊記には宗祖の御筆とありますが室町中葉のものかと思ひます。十三尊の中、法輪集と二十四輩記には三體、遺跡録には七體の名を傳へて居りますが、只今拜見する所では札銘は後世修葺の時切取られま

した痕跡がありました。一番上の中央が源空上人、その下向つて右が親鸞聖人とまでは考へられませんが其他の十一人は見當がつきませぬ。然るに幸なことに「文政二年巳卯潤四月二日枕石寺二十三世江山西天五十六歳謹校」の奥書ある常弘寺の「寶物縁起」には元祖、宗祖、性信、蓮位、顯智順信、成(常)然、定信、入西、念信、慈善、明法、善念の十三名を誌して居りますから此頃までは札銘も保存されてあつたのでありまじやう。そして定信(尼法佛の弟子?)の孫弟を除き其他は何れも直弟であります。

次は鳥栖の光明本であります。これは左方部と右方部との合體したもので、太子と其の眷屬を下にして印度支那日本と漸次に畫かれてあります。寺傳には承久三年宗祖聖人の御筆にして二十人連座の御影と云ひ開基順信に賜ると申して居ります。御覽の如き古畫でありまして南北朝以前のものであることは疑を容れぬと思ひます。札銘は殆んど判讀するを得ざる現状であります(太子の一團七人と天竺の三菩薩は常の如く)幸にも寺傳を存し、震旦の四祖は曇鸞、道綽、善導、菩提流支にして、本朝の七師は源信源空の二師は其の圖像より確かめられ、我が聖人は微かではあります。「親鸞法師」とありたる札銘の跡をしのぶことが出来、残る四人は右の寺傳に信海、順信、唯佛唯信とあるを信するより外に致し方がありませぬ。然し我が聖人の札銘が何うも「親鸞法師」と讀めて前記南堀本並に後出會津本におけるが如く親鸞聖人としなないのも、亦圖畫の時代を判定する上

の参考となります。何となれば後世になればなる程、決して親鸞法師などと申さず親鸞聖人と申すからであります。そして後に一寸参考に御話いたします南北朝初期を下らざるべき明源寺本にも親鸞法師とあり、又「存覺上人袖日記」に之も一寸後で申します西本願寺の建長七年圖畫安城の御影のことを親鸞法師眞影とある言葉遣の一致は互に其の時代を證明するものと考へられます。更らに茲で一寸確かめて置きたい一事があります、それは彼の存覺上人(覺如上人の息)の撰述と傳ふる「辨述名體鈔」は無量壽寺光明本の説明書と云ふ其の無量壽寺は今の無量壽寺でなく同村宇富田の東本願寺に屬する無量壽寺であるといふこと之であります。舊記には皆この富田の方に光明本を藏して鳥栖のそれを傳へて居りませぬ。そして富田では現今これを焼失したと申しますから或は舊記に鳥栖の誤でなきかと想はれますが、富田本は十七尊二十一體の完本であつたことが舊記より考へられ、特に「眞宗故實傳來鈔」に傳ふる列名に據れば親鸞聖人に終りて門弟に及ばざるものでありますから、鳥栖本とは別で彼よりも構想上に一層價値を増すものであります。私の實見する範圍におきましては完本の光明本にして聖人に終るものに未だ拜接致しませぬことでありますから、この富田本が失くなつたと聞いた時は非常に残念に存じました。

次には港本を御覽に入れます。これは十高僧連座の御影と申しまして遺跡録にこの標目が出てあります。御覽の如く札銘は一つも見えませぬが、下に印度の三菩薩、中央に支那の四祖を畫き、上

に日本の三祖即ち源信、源空、親鸞聖人を載せ、時代は室町初期かと窺はれます。

最後にこの長沼本は全く港本と同様で、二十四輩記、遺跡録等の舊記には宗祖の筆とありますが時代も前者と同じ頃かと思ひます。或は少し上るかも知れませぬ。そして全部足附臺座の上に畫かれてあるのが特例であります。

以上十點は一昨年夏拜見いたしました南北朝を下らざるものと室町中期以前と覺しきもの各五點であります。今此の十點の中には何れも親鸞聖人の影像がありますから之を比較いたしますに、大略一致して彼の坊間に傳へられ又想像されて居ります影像や他の後世圖畫に係る御影に拜する所と相違する所が明了となり、従つて茲に聖人影像の原型を彷彿せしむることが出来ます。就中、盛岡本と仙臺本と鳥栖本のそれは特徴に富めるもの、やうに考へましたから、かく聖人の影像だけを擴大して撮つて置きました。

x

却説これから此の三點を主として結論を得たいと思ひますが、此の旅行の前後におきまして私共同志の間に聖人の影像として論議せられた優秀なものが少くも四點あります。其は私共が會津光明本と言慣れた仙臺大谷派別院保管に係る光明本と、西本願寺に存する鏡の御影と安城御影、及び三河桑子明源寺の三幅光明本とであります。其他京都の佛光寺、徳正寺、西蓮寺、尾張西方寺等の光

明本もありますが其は暫く擱き、上の四點に現はれました祖像は全く今の十點と一致いたしました幸その寫眞も持合して居りますから互證の便宜上一應簡單に解題して置きましょう。

先づ初に會津光明本は私の優秀なる光明本として最初に拜見したもので一昨々年のことでありす。御覽の如く中央に歸命盡十方元導光如來の十字名號を出し、左方部と右方部を備ふる完本でありまして「親鸞聖人」の銘札を有し、門侶は眞佛、明空、其他一人を列ねて居ります。時代は後くも南北朝初期のもので翌年の夏これに兄たり難く弟たり難き數點を發見するまでは、先づ現存光明本中の最古のものと思せられたものであります。次は三河桑子明源寺、即ち向にお話しました康永の交名を有する明源寺の光明本であります。これは私は未だ眼福の榮を得ませぬが昨年橋川氏の拜見された話によると、やはり南北朝初期のもので光明本が三幅に分解されたものとの事でありす。が其他に就ては詳にいたしませぬ。今その聖人御像の部を撮影した此の寫眞には明かに「親鸞法師」と銘記され、又聖人で打切りになつてあると云ひますから頗る古體を存するものと云へます。(追記参照)

次は光明本及び其分化せるものでなく單獨のもので西本願寺の安城の御影を御覽に入れます。向つて右の方は正本で左は蓮如上人の作られた副本であります。この御影の由來につきましては是非共存覺上人の袖日記を根本史料とせねばなりません。原本は京都の常樂臺にありまして先年拜覽の

榮を得ましたが、これは其の直接影寫本であります。今この安城の御影の表書即ち恐らく巻納めたる表面の意でありまじやうが、「親鸞法師眞影建長七〇〇月八日法眼朝圓筆」と傳へてありまして時代と筆者とが知れます。次に又軸の際に「弘長二歳十一月二十八日未時尅御入滅御歳九十」とある書體を「手跡若專海歟」と考へてあります。故に此の御影は聖人の八十三歳なる建長七年の某月八日に朝圓(未詳)が書きまして九十歳御入滅の後に專海が軸際に書入れたものでしやうから、時代と筆者を知るばかりでなく更らに相傳にも略見當がつくと思ひます。然るに其上「此御影、參河安城照空房相傳而、文和三歳^午九月四日上洛之時、此御影事語^レ之、仍有^三拜見之志之由依^レ申^レ之、同翌文和四歳八月廿五日上洛奉^レ入之間、敬拜見、拭^三隨喜之涙、銘文様並御調度筆^三記^レ之」とありまして、存師は文和三年九月四日照空房より此の御影の話を聞かれて四年八月二十五日に初めて拜見されたので、當時三河安城の照空坊が相傳して居たことが知れます。そこで此の專空と照空とは宗祖に對し如何なる位置を有するかと申しますに、袖日記に「上人―專海―性信―唯覺―照空」と見えまして頗る明瞭であります(萬福寺傳交名の性信に反古裏作^三照心―安城御影作^三照空坊とあるは誤)お話が少し外れるやうではありますが、後に一寸申そうと思つて居ます聖人遺像の問題、即ち私は聖人に自影を後世に遺す積極的意志がなかつたことを信する一人でありますから、相傳者並に圖相に就て今少しく述べて此の御影は後世に拜む爲のそれでないことを確かめたいと思ひます。我が聖

人は某年四月七日下野高田の覺信よりの書面に對し五月廿八日御返事を認められました中に「專信坊京チカクナラレテサフラフコソタノモシフオホエサフラへ」とあり、又某年十一月廿五日眞佛への御返事に「ナニコトモ專信房ノシハラタモキタラント候へハソノトキ申候へシ穴賢穴賢錢貳拾貫文體給候穴賢穴賢」とあります。思ふに此の二通は何れも年號がありませんが後ののは前のよりも前年にあるものと考へます。何となれば專信房專海は交名に據れば遠江鶴見に住せしこと體かにして前文は下野高田の眞佛門下より遠江に移り京近くなりたるを喜びたるものなるに對し、後文は近く高田へ歸るべき專信房に傳言すると眞佛に告ぐるものでありますから、彼れが遠江移住後なるに對し此は移住前高田時代のものであります。かくて「反古裏」に「カノ專海ハ常州眞壁ノ眞佛房ノ弟子聖人ノ御在世コトニ昵近ノ孫弟」とありますのに思合せますと、眞壁、高田、鶴見等より時々上洛した專信房は聖人のお氣に入りであつたことが想像されます。で私は安城の御影はかやうに心置きのない御昵近の間柄であつたので不圖かやうな影寫をなされたものと思ひます。後に遺すと云ふよりも私共の今日撮ります普通の寫眞と云つた程の意味で撮られたものと考へられます。圖相の上から申しましても決して拜む爲の構圖ではありません。これには恰もこの袖日記の文に據りて書かれた蓮如上人の調度記が先程御目にかけた寫眞にありますが之を讀上ぐることに致します。即ち「一御衣之文キヒシ、一御袈裟ノ緒ハ白、一御帽子被卷御頸、一御小袖ハ桑ノ卷染茜根裏ノ御

スソミエタリ、一御念數ヲ兩手ニ被持如恒御念數ノ露ノ際ヨリ緒ヲハキラル、一御火桶ハ桑也連子アリテ火ヲ被生連子ヨリミエタリ、一御座ハ大文御敷皮ヲ被用狸皮、一御草履ハ猫ノ皮、一御鹿杖ハ桑ノマタフリ也上ヨリフタフリノ所マテ猫皮被卷」とあります。かやうな圖相は決して拜む爲の影像でないことが想像されないでしやうか。又この御影がほんの軽い意味の記念、若くは偶然の發案である一證として二つの異稱を擧げることが出來ます。一は嘯の御影と申し袖日記に「コナタヘ向御ウツヲフカセマシマス御口ナリ」とあるに據つたもの、やうです。又一に安靜の御影と云ひますが、これは反古裏に「和贊御所作ヲナサレ御歎悦ノ御形ヲウツサセラレ侍ル愚禿鈔御裏書モ同年八月五日カタ／＼御愛悦ノ御容貌タルヘシ」とあります、その當否はともかく後世の爲に用意したものでないことは明かであります。其から照空の相傳でありますが前記の通り袖日記に三河安城の照空とあります。專信門下は皆三河に居ります（和田の圓善、桑子の念信）から或は專信も三河に移つたのかも知れませぬ。現に碧海郡長瀬村願照寺即ち安城御影を本山に献上した願照寺は其の遺跡と傳へます。其はともかく照空は專信から直接又は間接に相傳して居たのを存覺上人の時に御覽に入れたことは向に申述べましたが、反古裏に「右ノ御影蓮如上人ノ御代メシノボセラレ二幅ウツサセラレ二本ハ山科ノ貴坊ニ御安置一幅ハ富田教行寺ニオカセラレ侍ル正本ハ願正寺ヘカヘシクダシ給フシカルヲ實州上人ノ御代蓮淳圓如ヘ仰セ談ゼラレ御本寺ヘ寄進申サレ侍リヌ」とありますか

ら正本は願正寺に藏し、副本は山科本願寺と河内南河内郡富田林町教行寺の二所にありまして、其の製作年代は「山科ノ貴坊」に根據がありとするなれば、山科の相地は文明十年正月下旬でありますから其以後であります。そして實如上人の御代即ち實如上人の就職は延徳元年でありますから本願寺に正本の納まつたのは其以後であります。然るに現在西本願寺で正本と稱するのには「右斯御影者寛正二歳十月之時分雖奉修覆破損之間重而奉修覆處也文明十二年巳十月十五日書之訖陰士(花押)の蓮如上人裏書があります。即ち文明十二年十月十五日は蓮如第二回の修覆で、是より十九年前なる寛正二年は丁度親鸞聖人の二百回忌が十一月廿八日につとまりましたから其前月に第一回の修覆があつたと考へられます。この初回の修覆は本願寺の大谷時代であることは言ふまでもありません。然るに願正寺の正本が本願寺に納まつたのは實如上人就職の延徳元年以後でありますから蓮師第二回の修覆より十年以上経過してからであります。して見ると其以前に本願寺に他の正本があつたものであろうかと考へられますが、かゝる特種の御影が轉寫なればいざ知らず幾本もあるものではありませぬ。文明十二年と云へば丁度山科時代に當るより考へますに、此より先二百回忌にも願照寺から借受され今復借入れて副本を作り御返しになつたものが實如上人の時に全く寄進になつたものではありますまいか。これは元より想像に過ぎませぬが西本願寺のが正本とすれば斯様に考へるより他に途がありません。尙申後れましたが此の御影には御覽の通り上下に銘文がありま

して聖人の筆跡として認められて居ります。

次は彼の近來有名になりました西本願寺の鏡の御影であります。これは御覽の如く極めて素朴な墨繪で元より之も徒然の御寫影でありまじやう。これには覺如上人のこの裏書が天の軸際にありまして時代並に筆者を明かにすることが出来ます。即ち「專阿彌陀佛信實朝臣息也奉拜聖人御存生之尊像泣奉圖畫之末代無雙重寶仰可歸敬之、毛端不奉違云云所得其證也、延慶三歲庚戌十一月廿八日以前奉修補遂供養訖、應長元年辛亥五月九日於越州教行證講談之次記之了」と讀めます。尤も此裏書は少々讀難くなつて居ますので、西本願寺第十二世准如上人は「此裏書難見分間令寫之者也慶長十一暮六月晦日准如書之」として副本が取つてあります、即ちこの向つて左の寫眞がそれであります。之に據りますと彼の鎌倉時代に有名な似繪の達人藤原信實の子袴殿(傳記不詳)と云ふ者が聖人の存生中に圖畫したもので、覺如上人(四十一歲)は延慶三年十一月廿八日聖人の四十八回忌に臨んで之を修補されました、翌應長元年五月九日越州で教行信證を講話されました後に此の裏書を書かれましたことが知れます。序でありますから一言致しますがこの越州とは三越の何れかと申しますに「存覺上人一期記」に之を徵することが出来ます。即ち存師二十二歲應長元年の下に「五月之頃大上(覺如上人)御下(向越前)、則奉(扈從)畢、二十餘日御居(住大町如道許)奉(傳)授教行證(之間)、依(御興奮)豫大略授(之畢)とあります。

以上申述べました安靜の御影と鏡の御影は全く聖人在世中の影寫でありまして、影像研究の基礎となること恰も筆跡研究に於ける西本願寺藏古板論註の識語に於ける位置でありまじやう。そして會津並に桑子の光明本も亦南北朝初期を下らぬもので敢て其の價值前者にゆづらぬものであります。加之向に擧げました光明本十點も復た早きものは會津本桑子本に譲らぬものであり晩きも決して室町中葉を下るものでありませぬから史的價值を存するものであります。

茲に於て盛岡光明本等の十點へ鏡の御影等の四點を加へまして親鸞聖人の影像を比較いたしますに、殆ど特徴として執るべき點が一致しまして坊間現流の御影や坊間に想像せらるゝ御肖像とは違つて聖人の眞像を還元し得らるゝのであります。されば私は其の結果を申上ぐるに臨んで此の十四本の時代と影像の向、それから札銘の文字と門侶の員數等を遠くでは御覽になり悪いかも知れませぬが表示して記憶を新にしたいと思ひます。即ち先づ聖人の在世時代のものは鏡の御影と安城の御影とでありまして前者は立像右向でありますから左顔を拜することが出来、後者は座像右向で御笑顔をしのぶことが出来ます。次に南北朝初期、或は鎌倉に上るかとも覺ゆる桑子本は座像左向で右顔を拜することが出来、銘には親鸞法師とありて打切りになつて居ります。又同時代の會津本は座像右向で銘は親鸞聖人と記され三人の直弟を掲げて居ります。而して南北朝を下らざるべきもの、

中には或は其の初期から鎌倉末にまで上り得るかとも見ゆるものに五點、即ち高田本は不明、其他は皆座像右向で盛岡本の銘は釋親鸞と記し直弟三人、南堀本は親鸞聖人と銘記し直弟孫弟各二人、一谷本は銘不明にして門侶三人あれど直孫の別を究むることが出来ませぬ。それから鳥栖本は桑子本と同じく親鸞法師と銘記し直弟三人を掲げて居ります。次に室町中期以前のものも亦五點で、長沼本は腰掛て真向と云ふ特例を存し港本は座像右向で何れも無銘打切りであります。而して石澤本も座像右向無銘でありますが門侶は實に十人を連ね何れも直弟と傳へます。それから仙臺本と中田本、共に右向の座像で前者は釋親鸞と銘し直弟二人と孫弟と覺しきも、三人を連ね、後者は直弟二人と孫弟一人を列ね聖人の銘は親鸞の二字見え其下の二字は不明であります。

これで丁度聖人の御像は立像、腰掛像、座像、直向、左向、右向等全部揃ひましたから聖人の御肖像を大體しのび奉ることが出来やうかと思ひます。

覺如上人の「親鸞聖人傳繪」の初には親鸞聖人の生ひ立が記されてます。即ち「夫、聖人の俗姓は藤原氏、天兒屋根の尊二十一世の苗裔、大織冠鎌子内大臣の玄孫、近衛大將右大臣贈左大臣從一位内麻磨公號後長岡大臣或號開院大臣贈正一位太政大臣房前公孫大納言式部卿眞柄息なり六代の後胤、弼の宰相有國の卿五代の孫、皇太后宮大進有範の子なり、しかあれば朝廷に仕て霜雪をもちたゞき、射山に趨て榮花をもひらくべかりし人なれども、興法の因うちに萌し利生の縁ほかにもよほしによりて、九歳の春のころ阿伯從三位範綱卿千時從四位上前若

狹守、後白河の上皇の前大僧正慈圓慈鎮和尚是也、法性近臣なり、上人の養父、月輪殿長兄の貴坊へ相具奉て鬢髪を剃除し給ひき、範宴少納言の公と號す」とあります。この傳文から聖人の御風采は如何に拜察することが出来るでございましょう其所に私共は眉目秀麗の貴公子を思浮べざるを得ませぬ。そして又一切衆生に對せらるゝ聖人の御相好を憶念すれば、其所に私共は豊頬圓滿なる慈母の如き御姿を想ひ起さざるを得ないのであります。然るに上來解説いたしました光明本並に御影の比較研究より得たる結果は此等の俗見とは大に異なるものあるを發見するのであります。即ち先づ御頂骨に注意いたしますに扁平で頭は可成大い方でありまして、謂ゆる大もんあたまは何れの御影にも能く現はれて居りますが、扁平の點では會津本と鏡の御影とは一層明かであります。次に頬骨は非常に高くてこぶの様に突出して畫かれてあります。随つて頬は決して豊かでなく瘦せこけて引締つて居ります。而して眉毛は長いのが逆立にびんとはね、眼は小さくて細くあらせられますが、實に眼光燦々たる様に明かに認められます。仙臺本の如き此の眼光を特に表出して居ります。其れから御口元を拜見しますに、唇は厚い方で恐らく出つ齒であらせられた様に窺はれます。次に御耳は大形の福耳と云ふ所で鳥栖本と盛岡本が最も此特徴に富むと思ひます。而して御鼻は餘り高くない方で何ちらかと云へば先が圓い方で俗に云ふ獅子鼻の傾向を持たせられたかと思はれます。而して御丈は如何と申しますに、御立姿は鏡の御影一つしかありませんぬけれど御在世中に似繪の名人が拜寫したものでありますから先づ信頼してよ

ろしかろうが、之に據りますと御低い方であらせられたかと想像いたします。

私は此の聖人の御姿を信すべき史料に據つて斯く還元いたしました、之までの俗見や轉寫を重ねて今や聖人の眞像より全く遠ざからんとする坊間現流の影像とは甚だ相違する所の多いのを知りました。皆様は此の還元せられた聖人の影像に對して如何なる感じを有せられますか。あの扁平巨大なる頂骨には限りなき學植が疊まれてあると思はれ、引締つた頬と突つた額骨には理智の閃きを象つて居りはしませぬか。かの教行信證の如き著作は一切大藏經は云ふまでもなし内外三千の典籍を象色讀した聖哲でなくては出来ぬものであります。豊頬圓滿な談僧的風采は其所に到底考へられぬと思ひます。聖人が決して謂ゆる布教家でなかつたことは少し眞面目に聖人を研究するものゝ認むる所でありますが、唇の厚くあらせられたが如きも之をしのぶ一つの料かとも思はれます。而して此のするとき眼光と底知れぬ其の窪みは、想ふに一切有情我等の胸奥を洞見しますます表象否實像ではありますまいか。又此の長大な耳は我等の秘めたる諸ゆる苦悶までをも聞かせ給へる象ではありませぬか。かくて悪人正機在家爲本の人間の宗教は茲に生れたのであります。——私は實に此の聖人の眞像に對し奉りて、聖人實に斯く居ませり矣、否な親鸞聖人は實に斯くあるべきものとして限りなき歡喜に充つるものであります。

x

大へん長くなりましたが私は此の結果を得るに多くの光明本を用ひましたから終に光明本なるものが縱令聖人の在世中に纏つたものがなかつたとするも其の思想が聖人に存在して居た點を一言申述べて此の考察の史的意義を更らに確保したいと思ひます。其は外でもありません、聖人の著書「尊號眞像銘文」であります。此の寫眞は越前丹生郡大味浦法雲寺に現存せる眞筆の銘文でありまして奥書に「建長七歲乙卯六月二日愚禿親鸞^{八十}書寫之」とあります。而して本書の外題は二重にあつて一は「尊號眞像銘文」の六字を置き、次の一は「尊號銘文」の四字を書き、共に題號の左方下部に「釋覺信」とありますから先程御紹介しました此の仙臺稱念寺の連座の御影に現はるゝ下野高田の覺信（口傳鈔に謂ゆる太郎入道にして末燈鈔に收むる聖人の消息の宛名にも出づ）で、丁度茲に其の擴大した肖像があります。即ち此の銘文は親鸞聖人が八十三歳の六月二日に書寫して門弟覺信に與へられた原本であることが知れます。然るに此の釋覺信の三字は一見藏主の署名のやうに窺はれますが、改邪鈔に「聖教ノ外題ノシタニ願主ノ名字ヲ、キテ……大師聖人ノ御自筆ヲモテ諸人ニカキアタヘワタシマシマス聖教ヲミタテマツルニミナ願主ノ名ヲアツハサレタリ」とある例で全くこれも聖人の筆跡であります。それから法雲寺に之を興藏する所以は御承知の如く高田專修寺第十世眞慧上人の下に眞智上人と應眞上人とありまして、前者は越前に後者は伊勢に各々寺基を樹てましたが後に越前專修寺は大谷派に歸して今日に及んだので法雲寺は即ち之であります。故に

法雲寺には専修寺の黒印を有する聖教類が可成あります、即ち私が先達て佛教研究第二號の誌上で世に紹介致しました新發見の靜遍僧都の「續釋文義要鈔」(顯智所持)の如きも其の一であります。却説この銘文を拜見いたしますに總て十七文ありまして何れも尊號(六字、八字、九字、十字)或は眞像(天親、善導、源信、源空、聖覺、親鸞)に適合するものであります。即ち其の頭文を以て表示いたしますと

- 1—3「大元量壽經言」(佛説)の三文
- (1)「設我得佛」の十八願文
- (2)「其佛本願力」の文
- (3)「必得超絶去」の文
- 4—5「婆藪般豆菩薩論曰」(淨土論)の二文
- (4)「世尊我一心」の文
- (5)「觀佛本願力」の文
- 6(6)「光明寺善導和尚ノ銘ニイハク……稱佛六字」(智榮作)の文
- 7(7)「日本源空聖人ノ銘ニイハク四明山權律師劉官讚普勸道俗念阿彌陀佛」(劉官作)の一文
- 8—10「善導和尚ノノタマハク」(玄義分、觀念法門)の三文

- (8)「言南元者」(玄)の文
 - (9)「言攝生増上緣者」(觀)の文
 - (10)「言護念増上緣者」(觀)の文
 - 11(11)「首楞嚴院源信和尚ノノタマハク我亦在彼攝取之中」(往生要集)の一文
 - 12—14「日本源空聖人ノノタマハク」(選擇集)の三文
 - (12)「南无阿彌陀佛往生之業念佛爲本」の題次下の文
 - (13)「夫速慾離生死」の奥書の文
 - (14)「當知生死之家」の三心章私釋の文
 - 15—16「法印聖覺和尚ノノタマハク」(聖覺作)の二文
 - (15)「夫根有利鈍者」の文
 - (16)「情思教授息德實等彌陀發願者」の文
 - 17(17)「愚禿親鸞正信偈ニイハク」(正信偈)の文
- 遠くでは見分け惡いかと存じますが大經の三文の如きは勿論尊號上下の讚銘に限るべきでありますやうし、又智榮の善導大師銘と劉官の法然上人銘も眞像に限るべきこと明かであります、其他に至りては淨土論文を初め之を其の關係を有する眞像に冠するも支障なかるべく、又尊號上下の銘と

することも出来るものであります。されば本書が聖人の眞作である限り光明本の思想は已に聖人に伏在した(少くも消極的に)と云へないでしやうか。如何に讓歩するも文中明かに善導大師と法然上人の眞像の銘と票するものあるに想倒せば蓋し思半に過ぐるものあると言へます。加之、伊勢の專修寺には「正嘉二歲戊午六月二十八日書之愚禿親鸞八十」の奥書ある尊號眞像銘文は辻博士の筆跡研究にも出づる如く正眞の筆跡でありまして、これは其の寛正七年の刊本であります。之に據りますと法雲寺本に洩れたるもの

1「大勢至菩薩御銘文首楞嚴經言勢至獲念佛圓通」の文

2「龍樹菩薩御銘文十住毘婆沙論曰八能念是佛」の文

3「齋朝曇鸞和尚眞像銘文釋曇鸞法師者並州文水縣人也」の文

4「皇太子聖德御銘文御緣起曰百濟國聖明王太子阿佐禮曰敬禮救世大慈觀音菩薩」の文

5「新羅國聖人日羅禮曰敬禮救世觀音」の文

五文ありまして勢至、龍樹の二菩薩と曇鸞和尚、並に聖德太子の眞像に關する銘文が増補されたことが知れます。かくて我光明本に現はれました圖像中、天竺の三菩薩と震旦三祖の中の曇鸞善導二師と本朝念佛の元祖法然上人並に親鸞上人を吉水教團に導きたりと傳ふる聖覺法印、之に日本佛教弘通の洪恩ある聖德太子を加へたる眞像の銘文は茲に嚴存して居ります。然るに彼の震旦の菩提流

支、法照、少康、懷感等は淨土傍依の祖師なれば其の眞像の銘を擧げて載せざる理も考へられますが、獨り眞宗の七祖、即ち親鸞聖人の選定されました眞宗正依の祖師の中、印度の二祖(龍樹と世親)と日本の二祖(源信と源空)は揃つてありますが、支那の三祖中、曇鸞と善導は見えずに拘らず其の中間の道綽禪師の銘文のみは法雲寺本にも專修寺本にも載つて居りませぬ。これは頗る變であります。尤も親鸞聖人は世親の淨土論を殊に崇め給ひ其の註釋をなされました曇鸞と、聖人が正信偈に善導獨明佛正意とまで私叔されました善導とを擧げて、二師に比し稍據る所の尠き道綽を略されたと云へば其れまで、あります。七高祖中たゞ道綽一師のみ除くことは一寸不思議に感ぜられます。然るに京都佛光寺には專修寺本より更に廣本と稱すべき銘文を傳へ明治四十四年に刊行されて居ります。之れに據りますと總て二十七文より成り、法雲寺本の十七文と專修寺本に増補されたる五文の外に

1 大元量壽經出世本懷の文

2 同十二願文

3 同十三願文

4 同十一願文

5「道綽禪師銘文大集月藏經言我未法」の文

更らに之の五文を載せまして、明かに道綽禪師の銘文を納れて居ります。(因みに佛光寺本には淨土論の文に婆藪般豆菩薩御銘文、善導和尚の銘に唐朝光明寺善導和尚眞像銘文と冠して居ります。)

此の如く親鸞聖人の著述にして而かも眞蹟少くも二本を現存する此の尊號眞像銘文を考査致しますと、宛も之れ文字に認められた光明本と云ふも敢へて過言でないと思ひます。然り而して之を向にお話致しました光明本等に現はれたる銘文と對檢する時は誠に一目瞭然となります。即ち向にお話致しました如き價值ある現存の光明本等は何れも古物で、銘文の明かに判讀し難きものが多くはありますが、中田光了寺の連座御影の正信偈の文は尊號眞像銘文の三本に出で、又會津光明本の大經、正信偈、及び世親に關する文は共に亦三本に出で、更らに龍樹と曇鸞に關するものは專修寺本と佛光寺本とに之れを見ることが出來、道綽に關するものは之れを佛光寺本に徵證することが出來ます。而して又彼の安城の御影に現はるゝ大經、淨土論、正信偈の文も勿論三本に出で居ります。これはほんの一端の例證に過ぎませぬが若し上に述べました光明本連座の御影中、銘文を有するものにして明了に讀むことが出來ますなれば尙多くの徵證を得ると信じます。殊に私の未見に屬する桑子明源寺の三幅光明本の如きは其の寫眞から眺めて銘文を有したらんには如何にも明了に保存されてあるかの感じが致します。但しこれは他日眼福の上でなくては何時とも申されぬことでありませぬ。(追記參照)

これで影像の方は止めに致しますが、墓標に移る前に一言して置きたいことがあります。それは向にも一寸申しましたが聖人の舊蹟寺院へ廻りますと、行くとして聖人自作の木像を傳へ、何れも開基(聖人の門弟)へ身代りとして附屬されたと申して居ます。然るに其等は皆室町以後のもので一つも南北朝以前の聖像はありません。偶々鎌倉時代以前の古像に接しましても或は禪家の像と覺しき(拂子を持つが如き場合)が如き、又は到底聖人の眞像に似もつかぬ變つたものでありまして、恐らく他の古像が搬入されたものと考へざるを得ないのであります。然るにも拘はらず各地にかゝる傳説を有するには根本となる誤があります。それは昔から聖人の末子彌女即ち大谷本廟の最初の留主職(現今の本願寺法主管長は其の發展したものであつた覺信尼公に聖人自ら遺影を譲られたと云ふ文書が傳へられて、今日も尙之を引用して祖傳を編めるものが頗る多いのであります。即ち其の文は「ゆづりわたすこと、身のかほりを讓渡すものなりさまたげをなすべき人なし努々わづらいあるべからず後のために此ふみをつかはすなり穴賢穴賢、寛元元年十二月二十一日親鸞(花押)彌女江」とあります。然るに此の文書は全く誤讀誤傳誤寫の甚しきもので毛頭史實を保有するものではありません。何となれば茲に其の原本たる當該文書があります。即ち之は本願寺文書より影寫したるものを更らに影寫したものでありますが、文に「ゆづりわたすいや女事、みのかわりをとらせてせうあみた佛のめしつかう女なりしかるをせうあみた佛ひむかしの女房にゆすりわたすものなりさまた

げをなすべき人なしゆめ／＼わすらいあるべからずのちのためにゆすりふみをたてまつるなりあなかしこ／＼、寛元元年亥卯十二月二十一日(花押)」とあります。御覽の如く身のかわり即ち身代金を以つて照阿彌陀佛なるものが彌女を召使ふて居たのを今度照阿が東の女房にゆづり渡したに就て親の聖人が之を保證された文書で彌女の身上に關したものであります。決して／＼坊間に傳ふるが如き聖人の影像に對する譲り状ではありませぬ。彌女に影像を譲られたのではなく、彌女自身が他に譲られたのであります。而かも此の文書は聖人晩年の御生活における一端を遺憾なく表象するもので誠に貴重なる史料であります。照阿並に東の女房に就て多少の卑見もありますが此は他日に譲ります。今は之に據つて聖人には後世宗祖として拜まるべき自影を遺すの意志のないことは言はふとするのでありますが、唯これだけでは積極的に示すことは出来ませぬ、これから讀上げます聖人の史實と語録はしかく斷定するも決して誤なかるべきを信せさせます。即ち「御傳鈔」には「聖人故郷にかへりて往事をおもふに年々歳々夢の如し幻の如し長安洛陽の栖もあとをとゞむるに懶しとて扶風馮翔ところ／＼に移住したまひき」とあり、又「歎異鈔」には「親鸞は弟子一人ももたさずふそこのゆへはわがはからひにてひとに念佛をまうさせさふらは／＼こそ弟子にもさふらはめひとへに彌陀の御もよほしにあづかりて念佛まうしさふらふひとをわが弟子とまうすこときはめて荒涼のことなり」又「改邪鈔」には「本師聖人ノオホセニイハク某親閉眼セハ賀茂河ニイレテ魚ニアタフヘ

シト云々コレスナハチコノ肉身ヲカロシメテ佛法ヲ本トスベキヨシヲアラハシマシマスユヘナリコレヲモテオモフニイヨ／＼葬喪ヲ一大事トスベキニアラスモトモ停止スベシ」とあります。今更重ねて申すまでもなく弟子一人もなしとか、跡をとゞむるに懶しとか、加茂川にいでて魚に與へよとまで言はれた聖人に、自影を後世に遺すが如き意志は寸毫もなかつたと信すべき理由であります。これで影像の方は打切りにして時間もありませぬから極簡略に墓標の原型を追想することに致します。

x

先づ御傳鈔即ち「親鸞聖(善信上)人傳繪」の御文を讀上げます。「聖人弘長二歲壬戌仲冬下旬の候よりいさ／＼か不例の氣まします、自爾以來、口に世事をまじへずたゞ佛恩のふかきことをのぶ、聲に餘言をあらはさず、もはら稱名たゆることなし、しかうして同第八日午時頭北面西右脇に臥給てつゝに念佛のいきたえをはんぬ、干時類齡九旬に満たまふ、禪房は長安馮翔の邊里小路南萬なればはるか河東の路を歴て、洛陽東山の西麓鳥邊野の南のほとり延仁寺に葬したてまつる、遺骨を捨て同山の麓鳥邊野の北邊大谷にこれをおさめ畢ぬ、しかるに終焉にあふ門弟勸化をうけし老若、をの／＼在世のいにしへをおもひ滅後のいまをかなしみて戀慕涕泣せずといふことなし。文永九年冬のころ東山西麓鳥邊野の北大谷の墳墓をあらためて同麓よりなほ西吉水の北の邊に遺骨を堀渡りて佛閣をた

て影像を安す」とあります。これに據りますと聖人は弘長二年十一月二十八日に押小路の南、萬里小路の東にある禪坊（御舎弟尋有僧都の禪坊と傳へます）で往生遊されまして、東山の西麓鳥邊野の南邊にある延仁寺（當時の三昧の一）に葬ひ、遺骨は同じ鳥邊野の北邊にある大谷に納めました。然るに門弟等は文永九年の冬に及びまして大谷の西なる吉水の北邊に本廟を建て、大谷の墳墓を移したことになります。即ち正安三年十二月覺信尼公彌女の後夫の子唯善が尼公並に前夫の子覺慧を中心とする本廟守護の門弟達と係争致しまして、大谷安堵の院宣を謂ふた言上書に「仍禪念以歸敬佛法、祖師沒後、於別相傳大谷敷地、去文永第九曆、與門弟等合力、建立一草堂、安置彼影像、同十二年死去畢」とあるに對證すべき事實でありまして禪念は即ち覺信尼公の後夫で唯善の實父であります。而して此の本廟創立の地は御傳鈔の文より想定して現に口碑に傳ふる智恩院山門の北邊崇泰院に残影の徴するに足る古墳の跡に擬するも大差なかるべきかと存じます。加之、創立當時の地主は禪念でありまして文永十一年四月二十七日即ち本廟創立の翌々年之を妻の覺信尼公へ地券五枚と共に屋地を譲つたことは本願寺文書中に其案文が傳へられてありますが、彼が初めて購ひましたのは正嘉二年七月二十七日で賣主は平氏女とあります。而して此の地券に「合壹戸主餘、積伍拾壹丈、口南北伍丈貳尺五寸、與南北四丈五尺、與東拾壹丈五尺、^{（東西？）}在今小路未南、限西大道、限東堺クヒ、限北類地、限南類地」（本願寺文書）とありますから、今日其の廣袤さへ明らかむることが出来、

其の詳細に就ては眞宗史の權威山田文昭師の大谷本廟創立考（無盡燈二〇ノ一一二）に明かであります。却説これは文明九年冬以後の事に係はるものでありますが、今日は此より先の御傳鈔に謂ゆる「鳥邊野の北邊大谷にこれをおさめ畢ぬ」とある大谷における墓標の原型に對する考察であります。元來この御傳鈔の古態は詞書と繪を有する横卷繪傳でありまして傳覺如上人詞書の其は諸所に傳來されて居ります。でありますから此の旅行に其の古本に接するの機あるべしと豫想致しましたが、幸にも二つの價值あるものを拜見しました、殊に其れは從來私の諸所で拜見致しました繪傳には弘長二年の葬地と文永九年以後の本廟の圖はありますが大谷の奥城を現すものはまだ見なかつたのであります。今度の二つには何れも其の中間に墓標を畫けるものであります。即ち先づ最初に拜見したのは港淨光寺の横卷四幅でありまして、寺傳には本願寺第四世善如上人十四歳の御時光養丸と稱し貞和二年以來三ヶ年當寺に住職されし際本願寺より御持參のものに係り、傳文は第三世覺如上人七十七歳の眞筆、繪は信州康樂寺法眼淨賀と申して居ます。然るに次第記は聖人卷御繪傳三卷善如上人御童名光養丸十四歳御筆と傳へ、散在記は詞書及び繪圖は寺傳に同じであります^{（四）}が光養丸の事に言及せず唯貞和の奥の本文を出すに止めて光養丸等の署名を省略して居ります。而して法輪集と遺跡録は其の奥も出さずに覺如の筆として傳へるのみであります。然るに法輪集と遺跡録との中間に出ました是心の二十四輩記には覺如上人御筆として傳へたる後卷軸に至り光養丸十

四歳釋弘願等の三十字あり、この弘願は唯秀とて當寺三代光養丸は唯法とて四代の住侶なりと貞和の奥に就て解説して居りました。次第記の傳へを全く裏切つて居ります。されば徳川時代舊記の對照は全く迷宮に入ることゝなります。これは何うしたことかと豫て不審に思つて居ましたが、此の度その副本（原本は内務省へ提出中と申しました）を拜見致しまして、向に散在記に出した貞和の奥文から見て永仁の著者の自筆とは考へられず反つて貞和の轉寫ではなからうかと思つて居たのが眞實になりました。即ち此の繪傳には例の著者覺如上人の永仁三年の奥書がありまして、次に「貞和二歳圍茂之曆應鐘四日禺中之天鵬筆端終書功而之、光養丸十四歳、釋弘願」の奥を有し署名は別行に併べてあります。されば本書は光養丸又は彼と弘願とが貞和四年十月四日書功を終つたもので、覺如上人の御筆でなく又繪淨賀の傳の如きは本書に其の憑證どころか其の痕跡さへ全くないのであります。却説この光養丸と弘願とは如何なる人物かと申しますに、是心の記に淨光寺の三代が弘願で四代が唯法とありますから此の邊を寺で確めたいと思ひましたが、寺傳に本書の光養丸を善如上人の幼名に擬して御父覺如上人の眞筆を當年に御持參と主張して居りますから此の問題に觸れるのは好ましからぬ事と存じまして差控へて置きました。處が幸にも鳥栖の無量壽寺で端なくも元祿時代と覺しき「港村淨光寺系圖」を發見致しまして弘願は親鸞聖人の門弟唯佛の孫で當寺の第三代法名唯秀のこと、又光養丸は法名を唯法と云ひ弘願の子で第四代に就き女子三人を有したことが其れ

に見えます。想ふに今現見する所は副本ではありませんが詞書の字體若々しき所あれば弘願の代に其子（光養丸十四歳）の書寫せるものに係り筆者光養丸の次に釋弘願とあるは或る意味の願主と見るが穩當かと存じます。此の如きは寺傳に違すると雖も本書の價値を上下するものではなく實に本書の正本は南北朝を下らざるものと考へられます。詳細の研究は正本を俟つべきであります。今この所要は此の繪卷に珍らしくも墓標が畫かれてあるのを發見した事これであり。其の見取り圖は即ち之であります。而して其れから鸞子の照願寺へ參りまして舊記に謂ゆる繪は淨賀、詞書は太政大臣公忠外題並に奥書覺如上人と傳ふ、即ち此の寫眞にあります逸品に拜接して全く淨光寺本と同一なる墓標を發見いたしました。本書もやはり副本ではありませんが余程以前に頗る精巧に寫されて實物を見るの想が起ります。正本は寺傳に當寺が嘗て西本願寺に屬した頃、某別院へ本書外十六點保管された儘になつて居ると云ふ事でありましたが、實は先年拙稿「覺如上人著述雜考」（無盡燈二二ノ四）の上で暗示して置きました如く、千葉縣上總國夷隅郡大原町照願寺（明治四十一年の寺院錄に無住職）に現存して大正四年三月二十六日文部省告示第五十六號を以つて國寶に指定されたものは本書の正本であります。想ふに兩寺は此の繪傳の常陸から上總に移つた頃其の住僧或は兄弟なるが如き間柄でかゝることになつたのではなからうかと存じます。尤も此の義は後日調査すれば直ちに氷解すると思ひますから詳細の點は他日に譲り、今は此の寫眞にある墓標を注意しますに全く淨

光寺本と同じで其の製作年代から見ても互に據る所ある史的のものであると思はせます。因みに照願寺本に「善信聖人親傳繪」と題し内容は全く例の高田本であります。却説此の二つは何れも常陸土産で私共の全く豫想しなかつた福得でありましたが、佛天の冥祐が歸來翌月茲に持參致しました國華(三四一)に載せたる桑子明源寺の豎繪傳にも亦これと同様な墓標が寫されてあることを知りました。而して此れは解題に鎌倉末より南此朝時代の物とありますが、此の玻璃版を見ても決して南北朝を下るものではありません。茲に於て此の三點を對照致しますに火葬所と墓と本廟との地理的關係は全く傳文に一致し、墓標の形態は同一で而かも三點略ぼ同時代の作品でありまして南北朝を下るものではありません。實際に據る所があるものと考へてよからうと信じます。即ち此の墓標を以つて、昨年の史林に斯道の専門家高橋建自氏の發表されました中世の墳墓と題する研究に臨みますに、全然鎌倉時代の墓所として認容さるべきものでありますから、弘長二年入滅の親鸞聖人の墓としては原型を傳へるものと謂ふことが出來ます。御覽の如く先づ五輪塔の變形と見るべき木造卒塔婆で周圍には柵があります。槩裏鈔に「町町の城戸を釘貫と云ふ人を登せじとて釘を打直して根を返さず故に釘貫と云ふ」とある謂ゆる釘貫の稱ある柵を卒塔婆に圍らす例は澤山あります。即ち玉葉の養和元年十二月五日皇嘉門院御葬禮事の下に「且立廻釘拔其上立石卒都婆」とあり、又源平盛衰記の藤原成親が父の墓に詣する條に「墓を築て釘貫し廻して道すがら造られたりける卒

塔婆を墓の中に立給ひぬ」とあり、又榮花物語に「うら／＼のわかれの巷に木はたにまいり給ふ月をしるべにて卒塔婆くぎぬきいと多かる中に」等とあるは其の一端であります。それから之を繪畫の上に當時の實例を徴しますれば彼の曹源寺に傳ふる餓鬼草昏が最も適例かと考へます。幸ひ茲に其の模本を持參致しましたから此の親鸞聖人の御墓と御對見になれば彼此れ一致して共に鎌倉時代の墓標を完全に描寫せるものであることが一目瞭然になると思ひます。

誠に長々と駄辯を弄しまして御清聴を汚し恐縮致しましたが、終に臨み皆様に御願したい一事が御座ります。其れは此の墓標の東南に當りまして塔が見え「十三重塔婆是なり」と銘記されてありますから、私はこの塔に就き地誌類など之と覺しきものに檢索を重ねましたが、不幸にして今日まで之を發見致しませぬ。彼の光明峯寺道家公の塔婆に擬しては地理が今の圖と合ひませぬ。然るに此の銘の文が如何にも當時何人にも知悉された様に記され、又かゝる圖繪に特に標出さるゝのであるからには知名の塔であると考へられます。而して此の塔を釋明することは聖人の墓標を樹てた大谷の地理考證に與つて力あるものであります。何卒、先輩諸氏の御教示を御願致します。(大正九年十二月二十日東京帝國大學内圖書館研究會例會講演)

追記

(一) 新春早々明源寺光明本の銘文に就て橋川氏へ尋ねました所、一月十七日附で二枚續きの

端書に詳しく聞かして下さいました。茲に同君の友情を謝して少し補遺を書くことに致します。三幅とは中の九字名號と右方部と左方部でありまして、右は勢至菩薩、龍樹菩薩、天親菩薩(已上印度)、慈愍三藏、曇鸞和尚、道綽禪師、善導和尚、懷感禪師、少康法師、法照禪師(已上支那)左は聖德太子、小野妹子大臣、蘇我大臣、惠慈法師、百濟博士學哥、惠心和尚、法印聖覺、源空聖人、信空法師、親鸞法師(日本)が畫かれてあるとの事であります。其他銘文も知らせて下さいましたから之を尊號眞像銘文と對照して見ますに大經の三文、善導の疏文、淨土論(天親)の文、選擇集(源空)の文、聖覺の文は何れも法雲寺、專修寺、佛光寺の三本に出で、曇鸞の銘文は專佛二本に出るものであります。(この外に太子御廟の記文と源信の俗姓寂年臨終の文があるようですが、これは尊號眞像銘文には見えませぬが前文は南堀長命寺の光明本に、後文は一ヶ谷妙安寺の十高僧連座の御影に合致して居ります。)されば愈々光明本の思想が親鸞聖人に存することを立證することになります。

(二) 結城稱名寺所藏に係る傳親鸞聖人筆往生要集云並に之に附載する聖教の音訓について、私は研究會の席上にてこれは恐らく聖人の直弟が聖人の御筆を敬寫したもので、敬仰の餘り遂に聖人の筆跡に酷似するに至つたものと申しましたが、其後東京帝國大學文學部史料編纂掛にては本書を借受されまして、辻博士より見に来るやうにお電話を載きましたから、直ち

に史料の事務主任室へ先生をお訪ねして之を再見するの光榮を得ました。博士は豫て同書の寫眞版を一見せられまして夙に眞跡と確信されましたが、今は其の現品を前にして專修寺本願寺報恩寺等に現存する筆跡の寫眞版數十葉と比較對照して本書の眞跡なることを訓へられました。斯く極めて懇篤なる御教示を承りながら尙私の迂愚な先入感は容易に首肯し兼ねましたが、最後に報恩寺所藏の教行信證の稿本の或る部分、即ち其の書風の多種多様の中、何れかと云へば尠し筆勢の軟かい方、則ち本書の筆跡と全く同様と見るべき個所を指示拜見するに及びまして、遂に本書は實に我が祖聖の御眞跡なることを疑ふ餘地なきに至りました。之は全く博士の御蔭でありまして其慶は決して私一人の私すべきことではありませぬ。眞宗教徒を擧げて其學恩を感謝すべきであります。茲に私は改めて昨冬研究會の席上にて多少でも博士の御説に批評がましき言葉を加へました非禮を御詫び致します。

(附言) 親鸞聖人遺跡寺院のために

本書に現れます總ての史料に對しては學術の立場から嚴正批判を加へ、其時代を定るに當りましても最低時期を以て示すことにしました。例へば宗祖の筆と傳ふるものを或は南北朝、或は室町時代を下らずとするが如き、これは一見御遺跡の寺傳に違ふようではあります、何うか此立場を能く御了解願ひます。たとへ其等の靈寶が眞に室町時代に下るものであつても實に天下絶代の至寶であります。言ふまでもなく之を信仰の眼から宗祖の御筆と崇むるも一向差支ありません。寧ろ望ましいことでもあります。因みに一言いたしますが、謂ゆる聖蹟寺院少くも私が嘗て巡拜した五十餘ヶ寺は何れも由緒あるなれば宗門に於て相當の禮遇を有すべきものであると信じます。大正十二年は親鸞聖人立教開宗七百年に當るので各種の記念事業が東西本山で企圖されると聞きますが、私は右の宗寶に對する保存法(中央に宗寶館を建設するも一案たるを失はぬでしやう)と當該遺跡寺院の待遇並に維持の方法が遺憾なく構ぜられむことを切に希念するものであります。序に徹底を期する爲に一苦言を公にします、總ての寺院には昔から寺格と云ふ一種の待遇がありますが、此等聖蹟地の有すべき其は大谷派の階級別より言へば正に由緒地以上に列せらるべきでありまじやう。然るに事實は之に反して其禮遇を有すもの二三に過ぎず過半は其よりも十等級を下る内陣以下であるには驚かざるを得ませぬ。元より金權を以て容易く寺格を昇り得る現代かゝる待遇が何程の權威あるものではありませぬが、立教開宗記念祭の準備期に入れる當令、愈々益々各地寺院に此昇格熱盛なりと聞きますから、尤も此の如き待遇別が我が黒衣の祖聖の素意に副ひ奉る途か否かは論ずるまでもありませぬが、當局が此種の昇格をも認むる限り、此より先眞に由緒を有する歴史的原始寺院に相當の禮遇を與ふことは至當であると考へます。言ふまでもなく日夜愛宗護法の念に充たせらるゝ當局は必ずや其待遇は勿論、靈寶の保存並に寺門の維持に至るまで徹底的立案を有せらるゝこと、信じます。かくて荒廢其極に類しつゝ、ある原始眞宗發祥の地は正に大に宣揚せらるゝでありまじやう。今や髣髴として見ゆる關東教壇復原の曙光を拜しつゝ、茲に擱筆します。

大正十年十一月二十一日印刷
大正十年十一月二十八日發行

〔正價金壹圓五拾錢〕



不許

東京市小石川區久堅町三十八番地

著者 藤原 猶雪

東京市神田區錦町一丁目十九番地

發行兼印刷者 森 清太郎

發行所

東京市神田區錦町一の十九番地
電話神田三三九三番

森 出版部

◆近刊豫告◆

東京帝國大學司書 藤原猶雪 著

聖德太子傳曆正本復原の研究

——流布本(黒)と復原本(赤)とを二度刷にして對照せる本文を挿入——

從來史家の間に太子傳曆の撰者は不詳とせられて未だ其の製作年時を明にしない。加之傳曆には後世の註記摺入ありと認められては居るが、未だ原文と後記とを峻別して復原されたことがない。

今著者は此の學界に遺されたる問題を研究して傳曆の成立を延喜十七年九月、撰者を藏人頭藤原兼輔と推定して其所に摺入以前の傳曆を復原するに至つたのである。而かも原本より現流本に至る迄の過渡期の古寫本をも考出して、其の註補摺入に至る徑路を頗る精密に考證してある。かくて我が國民が千古以來太子追慕の表現として傳承し來れる太子傳曆の原本は恰も聖德太子一千三百年祭に當る大正第十年に復原することゝなつた。

▼豫定、頁數菊版五號活字壹百頁、布裝天金美本、定價金貳圓

發行所

東京市神田區
錦町一の十九

振替東京八四四六番
電話神田三三九二番

森 出版部

終